

平成30年度

事業計画書

学校法人 相山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」と本年度の方針	1
I.	平成30年度事業計画を策定するにあたって	1
2	学園に関する事項	2
I.	設置する学校・学部・学科等の概要	2
II.	沿革	3
III.	平成30年度の重点事項	4
IV.	事務局	5
V.	保育園	8
VI.	センター等	11
3	相山女学園大学に関する事項	14
I.	相山女学園大学中期計画	14
II.	教育事業	15
III.	学生生活支援	21
IV.	研究事業	24
V.	国際交流	24
VI.	学術情報	26
VII.	社会貢献・連携事業	28
VIII.	学生募集・入試改革	29
IX.	管理運営	30
4	相山女学園高等学校・中学校に関する事項	32
I.	平成30年度の基本方針	32
II.	教育活動	32
III.	生徒指導	33
IV.	進路指導	33
V.	キャリア教育	33
VI.	安全管理	34
VII.	保健管理	34
VIII.	職員研修	35
IX.	保護者・地域住民等との連携・協力活動	35
X.	施設・設備	35
XI.	図書館活動	35
XII.	生徒募集計画	36

5	相山女学園大学附属小学校に関する事項	37
I.	平成30年度の基本方針	37
II.	教育活動	37
III.	生活指導	38
IV.	キャリア教育	39
V.	安全管理	39
VI.	保健管理	39
VII.	組織運営	39
VIII.	職員研修	39
IX.	学校評価	40
X.	保護者・地域住民等との連携	40
X I.	施設・設備	40
X II.	児童募集計画	40
6	相山女学園大学附属幼稚園に関する事項	41
I.	平成30年度の基本方針	41
II.	教育目標・教育課程	41
III.	安全管理・保健管理	42
IV.	保護者との連携	43
V.	地域への開放・発信・連携	43
VI.	教育相談体制	44
VII.	組織運営	44
VIII.	研修	44
IX.	施設・設備	44
X.	特別支援・連携	44
X I.	園児募集計画	45

1 教育理念「人間になろう」と本年度の方針

I. 平成30年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念「人間になろう」については、前理事長（現学園長）椋山正弘が、「ひとを大切にできる」「ひとと支えあえる」「自らががんばれる」人間になることであると述べている。学園の事業の根幹である教育理念について、ここに詳説する。

今日我々が謳歌しているような豊かな生活は、人間だけが創り出し人間だけが享受しているが、飢餓に苦しんでいる人々が多くいるのも事実である。さらに人間は様々な危機に脅かされてもいる。他方、身体的にも精神的にも、不幸な状況におかれている例も少なくない。第一の「ひとを大切にできる人間」とは、そうした人間性の喪失状況から人間性を創り出し、人間尊重のヒューマニズムを創造する人間である。

第二の「ひとと支えあえる人間」とは、人と人との協力とつながりを重視する人間である。元来、人間は互いにつながりを持ち支えあって生きてきたが、社会の都市化が進行するとともに孤立する傾向も顕著になりつつある。東日本大震災を始めとする数々の災害の後に見直されたこともあるが、今こそ私たちがめざすのは、人類の協調・連帯を大事にする人間である。

第三に、「自らががんばれる人間」とは、自らが自主的・主体的に「なろう」とする決意表明をする人間をいう。本学園は「前畑がんばれ」の声援にこたえてがんばり、世界一を達成した前畑秀子の偉業を伝統に持つ学園である。一般的には、私たちは教育的な営みの中で自ら学習していかなければ人間になることはできない。また、苦勞して考え達成できた時の喜びは、真の生きがいである。そして、生きがいを獲得した人間は、人に対する思いやりを備えた人間性豊かな「人間になる」ことができる。

したがって、「人間になろう」という教育理念は、単に精神的な修養を目標とするのではなく、人間性の復権、人類の協力と連帯をめざす人間、「人間」という目標に向かって自らが実践する主体性を持つ人間をめざして、はじめて意義をもつ。このような普遍的な理念を念頭に置き、特に以下の5点の基本方針を掲げて事業を行うこととする。

- ①「学士力」「就業力」「社会人基礎力」等時代に合った人材育成を進めていくが、学園の教育理念「人間になろう」を引き続き堅持し、さらにその具現化を図る。
- ②女子教育の今日的意義を明確にしなが、当面幼稚園・保育園を除き女子教育を堅持する。
- ③女子総合学園、女子総合大学のメリットを活かす教育を行い、教育・研究の充実を図る。
- ④少子化に対応できる積極的な経営を貫いて健全な財政を樹立し、経営の安定化を図る。
- ⑤教職員の力が発揮されることを図り、一体感のある風通しの良い学園運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

1. 設置する学校・学部・学科等の概要

相山女学園大学

(平成30年4月1日現在)

	学部・研究科	学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	
相山女学園大学・大学院	生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）	6	—	12	
		生活環境学専攻（修士課程）	6	—	12	
		人間生活科学専攻（博士後期課程）	3	—	9	
		研究科計	15	—	33	
	人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）	20	—	40	
		研究科計	20	—	40	
	現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）	5	—	10	
		研究科計	5	—	10	
	教育学研究科	教育学専攻（修士課程）	6	—	12	
		研究科計	6	—	12	
	大学院計			46	—	95
	生活科学部	管理栄養学科	120	—	480	
		生活環境デザイン学科	132	2年次 2 3年次 3	545	
		学部計	252	2年次 2 3年次 3	1,025	
	国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	115	3年次 10	455	
		表現文化学科	95	3年次 10	400	
		学部計	210	3年次 20	855	
	人間関係学部	人間関係学科	110	3年次 8	476	
		心理学科	110	3年次 8	436	
		学部計	220	3年次 16	912	
	文化情報学部	文化情報学科	120	3年次 2	484	
メディア情報学科		100	3年次 3	446		
学部計		220	3年次 5	930		
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	170	—	680		
	学部計	170	—	680		
教育学部	子ども発達学科	170	2年次 2 3年次 3	672		
	学部計	170	2年次 2 3年次 3	672		
看護学部	看護学科	100	—	400		
	学部計	100	—	400		
大学計			1,342	—	5,474	
大学・大学院計			1,388	—	5,569	

※平成30年度は以下のとおり入学定員を変更。

生活科学部生活環境デザイン学科：137名から132名へ、国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科：110名から115名へ変更。

**栢山女学園高等学校、栢山女学園中学校、栢山女学園大学附属小学校、栢山女学園大学附属幼稚園、
栢山女学園大学附属保育園**

(平成30年4月1日現在)

	収容定員
栢山女学園高等学校（全日課程普通科）	1,200
栢山女学園中学校	900
栢山女学園大学附属小学校	480
栢山女学園大学附属幼稚園	290
栢山女学園大学附属保育園	30

Ⅱ. 沿革

- 明治38（1905）年 名古屋裁縫女学校開校
- 大正 5（1916）年 栢山高等女学校併設置認可
- 大正 6（1917）年 栢山高等女学校開校
- 大正12（1923）年 栢山第二高等女学校設立認可
- 大正13（1924）年 栢山第二高等女学校を開校 栢山高等女学校は、栢山第一高等女学校と改称
- 大正14（1925）年 名古屋裁縫女学校を栢山女学校と改称
- 昭和 4（1929）年 財団法人栢山女学園認可、栢山女子専門学校設立認可
- 昭和 5（1930）年 栢山女子専門学校開校
- 昭和 6（1931）年 栢山第二高等女学校を栢山女子専門学校附属高等女学校と改称
- 昭和12（1937）年 栢山女子商業学校開校（栢山女学校廃止）
- 昭和17（1942）年 栢山女子専門学校附属幼稚園開園
- 昭和22（1947）年 栢山中学校開校
- 昭和23（1948）年 栢山第一高等女学校、栢山女子専門学校附属高等女学校、栢山女子商業学校を栢山女学園高等学校に組織変更 栢山中学校を栢山女学園中学校と改称
- 昭和24（1949）年 栢山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学
- 昭和25（1950）年 栢山女子専門学校附属幼稚園を栢山女学園大学附属幼稚園と改称
- 昭和26（1951）年 学校法人栢山女学園に組織変更認可
栢山女子専門学校廃止
- 昭和27（1952）年 栢山女学園大学附属小学校開校
- 昭和43（1968）年 栢山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）
- 昭和44（1969）年 栢山女学園大学短期大学部（文学科）開学
- 昭和47（1972）年 栢山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設
- 昭和52（1977）年 栢山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設
- 昭和62（1987）年 栢山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設
- 平成 2（1990）年 栢山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
- 平成 3（1991）年 栢山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学科を増設
同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英米文学科にそれぞれ名称変更
- 平成 6（1994）年 栢山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止
- 平成 7（1995）年 栢山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止

平成 9 (1997) 年	椋山人間栄養学研究センター開設 (平成16年まで)
平成11 (1999) 年	椋山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更
平成12 (2000) 年	椋山女学園大学大学院人間関係学研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科専攻分離 (食品栄養学専攻、管理栄養士専攻) 椋山女学園大学文化情報学部 (文化情報学科) 開設
平成13 (2001) 年	椋山女学園大学短期大学部閉学 オープンカレッジセンター開設
平成14 (2002) 年	椋山女学園大学大学院生活科学研究科人間生活科学専攻 (博士後期課程) 増設 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
平成15 (2003) 年	椋山女学園大学生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更 椋山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組 椋山女学園大学生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
平成17 (2005) 年	椋山女学園創立100周年 椋山人間学研究センター開設
平成19 (2007) 年	椋山女学園大学教育学部 (子ども発達学科) 開設 椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更 椋山女学園大学生活科学部生活社会科学科廃止 椋山女学園食育推進センター開設
平成20 (2008) 年	椋山女学園大学文学部廃止
平成21 (2009) 年	椋山歴史文化館開設
平成22 (2010) 年	椋山女学園大学看護学部 (看護学科) 開設
平成23 (2011) 年	椋山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設
平成25 (2013) 年	椋山女学園高等学校の収容定員の変更 椋山女学園大学附属小学校の収容定員の変更 椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科廃止
平成26 (2014) 年	椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学大学院教育学研究科 (修士課程) 開設
平成27 (2015) 年	椋山女学園創立110周年 椋山女学園大学附属保育園開設

Ⅲ. 平成30年度の重点事項

1. 幼保連携型認定こども園の整備

平成29年11月に名古屋市から、名東区西山小学校区において平成30年度に幼保連携型認定こども園を整備する法人として選定されており、名古屋市と連携して平成31年4月開設に向けた整備を実施する。

2. 学士課程教育の質的転換を図るための大学改革を推進

平成25年4月以降、本学では学長のリーダーシップの下、学士課程教育の質的転換を図る検討委員会及び大学運営会議を中心に「椋山女学園大学中期計画」「椋山女学園大学における学士課程教育の質的転換のための改革アクションプラン」

ラン」に基づく様々な教育改革を行ってきた。

平成30年度は、中期計画第2期計画に基づき、アクションプランの実行にあたって、大学運営会議を中心に、各学部教育内容検討会議や各種委員会、関係事務局等が連携協力しながら、各課題に対する具体的な行動目標・行動計画等をもとに、PDCAサイクルに基づき、大学改革をさらに加速させていく。

また、平成30年度も引き続き大学改革の検証と改善を進め、「私立大学等改革総合支援事業」等の競争的な補助金事業の採択を目指す。

IV. 事務局

1. 学園の社会的責任

本学園は、いつの時代も社会が求める教育を実践し、保育園・幼稚園から大学・大学院までを有する、女子総合学園として発展してきた。今後も、人材の育成及び学術研究の発展という教育研究機関としての役割と社会的責任を常に自覚し、教育研究活動の改善と充実のために不断の努力を続けることはもとより、安定した財政の下での運営、適切な情報開示等により、学園の質の保証と向上を図ることを重要な課題として位置づける。

(1) 教育の質的転換のための取組

我が国における教育の振興に関する総合計画である第2期教育振興基本計画（平成25年度～平成29年度）等により、教育行政の基本的方向性は明確に打ち出されており、本学園も、これらに基づき、幼児教育の充実、質の高い学びを実現する教育環境の整備、各学校段階における継続的なPDCAサイクルの確立等に必要な体制の整備を進めていく。

特に大学においては、平成24年8月の中央教育審議会による答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」「大学改革実行プラン」等に見られるように、より高度な質的転換が求められており、本学でもこれらに対応するため、「大学運営会議」を設置し、同運営会議を中心に学長のリーダーシップの下、「椋山女学園大学中期計画」及び「改革アクションプラン」を策定し、教育改革を行うなど、教育の質的転換のための取組を進めてきた。平成30年度は、中期計画第2期（平成29年～平成31年）を柱にPDCAサイクルに基づく大学改革を更に加速させていく。

また、各学校（園）間における連携協力関係を更に深め、0歳児から大学院生までを有する総合学園の強みを活かした教育研究活動を推進するための教育環境及び組織体制の整備を継続して行っていく。

(2) 情報公開の取組

財務情報や教育情報等を始めとする本学園の情報については、これまでもホームページ等で積極的に情報開示を進めてきた。大学においては平成26年度に導入された「大学ポートレート」を活用し、積極的に教育情報を公表している。平成30年度も引き続き学園、各学校（園）のホームページや大学ポートレート、その他各種媒体を活用して積極的かつ分かりやすく学園の情報を開示し、より多くの方に学園の教育研究活動に対する理解を深めてもらうことで、社会への説明責任を果たしていく。

(3) 法令遵守の取組

本学園では、法令等に基づく適切な管理運営を行うため、規程類の整備に努めている。

平成29年度は、「育児・介護休業法改正」（平成29年10月1日施行）に基づき、「育児休業等に関する規程」等を一部改正し、関係規程類の整備を行った。今後も関係法令の改正及び学内外の教育環境の変化に迅速かつ適切に対応するとともに、学園構成員が常に高い倫理観に基づき行動することができるよう諸規程の整備を図り、学園内の体制を整備していく。

2. IRに関する取組

平成24年度からIR（Institutional Research）機能を本学園に導入し、事務局に企画広報部IR室を設置した。事務局各部署にIR室員を配置し、平成28年度からは、学園に関わる各種データ及び情報を収集・分析した結果を、『大学IRレポート』としてまとめている。平成30年度は『大学IRレポート vol.2』を発行し、学園の教育の質保証、

経営等に資するための資料を執行部等に対して提示する。また、各部署の保有するデータの整備、蓄積、共有化を進め、IRシステムを組織的に構築し、学事運営に反映させる。そのため全職員がIR感覚を身につけ、科学的根拠に基づき考え、行動できるよう専門家を招いたIR研修を実施する（大学IR室と合同で開催）。

平成26年度には教職協働の大学IR室を発足させ、主に教育の質保証に関するデータ（教育IR）の分析にあたっている。平成29年度は、大学教育及び大学生生活の効果測定の指標ともなる「学生総合満足度調査」を実施（新入生に対しては「大学教育及び大学生生活に対する意識調査（新入生用）」を実施）し、大学運営会議等関係会議に提示した。また、大学IR室員が3つのグループに分かれ、「入試区別成績傾向」や「進路満足度と学修・授業等の満足度との相関」等の分析を行った。平成30年度は、「学生総合満足度調査」、「大学教育及び大学生生活に対する意識調査（新入生用）」を継続実施し、分析結果を執行部、関係会議に提示する。また、企画広報部IR室とも連携して大学経営に資するIRを目指し、室員の知識、スキルを高めるため、先進大学の視察やIR研修を実施する。

3. 人事・労務に関する計画

(1) 業務運営の効率化

平成29年度は、学園情報センター及び大学図書館に係る業務のアウトソーシングが定着した。

平成30年度は、各部署が作成する実働報告データと給与システムの接続の流れ等を整理し、業務の効率化を進める。

(2) 人材育成及びSD推進

平成29年度は、椋山女学園SD委員会による事務局全員参加の研修（SD関係）及び事務職員のグローバル化への対応に係る研修（課長補佐級、係長級対象）を実施した。

平成30年度は、SD活動推進のための環境整備、グローバル化のための研修計画策定、集合研修としてSD研修会開催を進める。

(3) 雇用管理の適正化

平成29年度は、改正育児休業法施行に伴う育児休業等に関する規程改正、任用、給料に関する規程の整備、労働契約法第18条に基づく無期転換に係る規程整備、非常勤講師の委嘱状の雇入通知書への変更を行った。

平成30年度は、労働契約法第18条に基づく無期転換対応、労働時間の適正把握、管理職への労務管理研修、心の健康づくり計画の策定、長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止対策、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法の行動計画に基づく計画の実施を進める。

4. 広報活動計画

本学園の広報活動では、媒体選定において、ターゲットとなるステークホルダーに、本学からの情報が確実に届くかを重視している。予算的な制約もあり、数多くの媒体を利用できないため、最適の媒体を選定し、また、複数の媒体を合わせて、その相乗効果が出るよう工夫している。平成30年度においても、広報費の有効な予算執行に努めたい。

広報展開は、学園及び各学校の特長をわかりやすく社会に伝えることで、その充実を図る。大学においては、平成28年度に開始した併設高等学校向けパンフレットの作成や同校3年生向けのDM発送を継続しており、引き続き学園の一貫教育を促進する。学園のいずれの学校も、入学関連イベント参加者が出願に結びついており、各学校のそれぞれのイベントへの参加者の増加とその出願につなげる広報を継続する。

学園広報では、社会に常に意識されている動きが学園及び各学校にあり、教育という学園本来の機能が常に活性化されているというイメージを形成していく。その上で細部にまで検討を加えることで上質さを表現していきたい。

各学校の広報では、各学校が毎年、志願者を新規に開拓し、出願者とするのが目的になる。同時に、合格者から入学者への定着率を上げていくことも目指している。受験者が出願する学校を決定する情報は、学校案内、学園の各サイト、オープンスクール／キャンパスで提供されており、広報課では、これらに関わる広報を充実し、本学各校の情報提供を図り、上記目的を達成したい。

以上の広報活動の中でも、タイムリーに情報を得ることができるサイトの充実は、欠くことができない。本学サイトは、平成27年度にリニューアルを行い、その利便性は向上している。これを更なる志願者獲得につなげていくため、

本学のサイトへサイト利用者を誘導する仕掛けや仕組み作りを行っていく。また、運用が4年目となり、今後の展開についての検討も始めたい。新コンテンツの追加予定はないが、ログ解析等を行い、より充実したサイト構築を目指す。大学では、平成28年度に設置した合格者専用サイトの更なる充実も図りたい。各学校にはそれぞれターゲットとする志願者層とエリアがある。広報効果が最大限活かせるよう、他部署とも連携していく。

5. 施設・設備計画

施設・設備の整備については、大規模修繕、中長期キャンパス整備計画、防災対策、省エネルギー対策を以下のとおり実施する。

(1) 大規模修繕

平成29年度に実施できなかった工事に加え、新たに発生した施設・設備の不具合の改修を中心に計画を見直し、以下の工事を実施する。

① 設備更新

老朽化により効率が悪くなった空調設備、給排水設備及び照明設備を更新することで、省エネ効果による公共料金や環境負荷の低減を見込む。

空調設備では、年次計画に基づき星が丘キャンパス及び山添キャンパスの空調機をエネルギー効率に優れた設備に更新する。

給排水設備では、日進キャンパス1号棟3階トイレ及び山添キャンパススポーツセンター2階トイレの改修、プールろ過装置更新工事を実施することにより快適性を向上させる。

照明設備では、文化情報学部メディア棟001室、大学体育館、学園センターG階などをLED化することで省エネ・長寿命・地球環境への配慮を行う。

② 外壁・漏水改修

現代マネジメント学部棟やEX棟の漏水対策を実施する。また、文化情報学部研究棟の屋上排水口拡張を実施することにより漏水対策を行う。

③ 内装改修

星が丘キャンパスでは、学園センター1階エレベーターホールの内装改修を行う。山添キャンパスでは、スポーツセンターのプール内を再塗装する。また、高中南館の床改修を行う。

(2) 中長期キャンパス整備計画

星が丘キャンパスの建物の将来配置と各建物の仕様を構想していく。併せて、建物の現状、特に劣化状況を調査し、中長期の建物修繕・長寿命化計画の作成及び建て替え時期の見極めを行う。

(3) 防災対策

保育園・幼稚園から大学・大学院までを有し、3つのキャンパスに分かれていることから、災害時には学園全体として機能するように体系的な対策を準備する必要がある。施設・設備面における計画として、以下の2点を実施する。

① 震災対策

平成26年度に実施した各建物における非構造部材の耐震診断の結果を基に、計画的な耐震改修を継続して実施する。

② 災害時用の備蓄品・非常食の整備

平成24年度に策定した計画をもとに、平成30年度も備蓄、整備を進める。

(4) 省エネルギー対策

省エネ法により、学園が「特定事業者」に、星が丘キャンパスが「第二種エネルギー工場等」に指定され、『電気、ガスのエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減』という目標が課されたことから継続的な取組が求められている。そのため、省エネ設備への計画的な更新とエネルギー消費実態の把握に加え、専門業者の知見を積極的に活用していくことで、継続的な省エネ活動を推進していく。また、日進キャンパスについても、平成27年度に導入が完了したエネルギー管理システム(EMS)による空調制御を活用し、導入前と比較して10%以

上の省エネ化を目指す。

その他、国から平成38年度までに処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理については、平成30年度内の計画的処理完了を目指し、継続的に実施していく。

6. 財務計画

学園の財政状況は、日本私立学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によれば、A3と正常状態の最下位となっている。また、平成29年度予算では、基本金組入前当年度収支差額を事業活動収入で除した事業活動収支差額比率は理想である10.0%に満たない2.0%となっており、2018年問題が現実化してくる今後の収支は予断を許さない状況である。

また、平成27年6月に文部科学省から発出された「地方創生のための大都市圏への学生集中是正策」により、平成28年度から段階的に大学の入学定員充足率が厳格化され、これまでのように大学の収入超過で、幼稚園から高等学校までの支出超過を賄うことが厳しくなっていくことは必至であり、幼稚園から高等学校までにおいても教育面のみならず諸制度の更なる改革が急務である。

こうした状況下で平成30年度には、建物の計画的な保全、省エネ施設への改修に加え、平成31年度開設となる幼保連携型認定こども園の建設資金も必要となるが、理事長方針に基づく積極的な経営に即する事業、各部門の事業計画に基づく計画的な施設設備の改修事業を重視し、厳選して予算の編成を行うものとする。特に、大学の質的転換への対応や南海トラフ巨大地震を想定した防災・減災への対応を行いつつ、将来必要となる校舎等建替整備資金に備えるための余力も確保することとする。

各学校等においては、新規事業として掲げる事業の精選及び継続事業として掲げる事業の仕分を実施し、物品の安易な買い替えや浪費といった冗費の削減に各層努めるほか、各部門の経常費についても配分方法の見直しをさらに推し進める必要がある。

なお、①教育改革に要する経費、②一貫教育・連携教育に要する経費、③学園の発展・財政基盤の確立に積極かつ直接に寄与する企画に伴う経費、④学生生徒等の安全対策に要する経費を含め、学園として必要と認められる事業は、厳選して理事長裁定とするほか、補助金対象事業、寄付による事業、受託事業、収益を伴う事業及び科学研究費助成事業間接経費等の収入を前提とする事業については、別枠として裁定するものとする。

寄付金事業としては、在學生、職員、卒業生その他一般を対象として開始した「椋山女学園教育振興基金」及び書籍の買い取り金額が本学への寄付となり、全額を本学学生の奨学金として役立てる学生支援プロジェクトとしての「椋山女学園大学古本募金」の募集を継続するほか、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」についても、入学後の新入学生の保護者に対して継続して実施する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、更なる理解と協力を呼びかけていく。なお、平成29年度までの寄付金を原資として、平成30年度は大学1,313千円、高等学校・中学校9,175千円の施設設備・教育充実事業を実施する。その他、椋山女学園大学同窓会との連携による奨学金や施設設備等の充実を目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを継続していくことで、寄付金収入の充実を図る。

V. 保育園

1. 平成30年度の基本方針

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。この状況を踏まえ、子ども一人ひとりを大切に、子どもも保護者も安心できる保育園を目指すとともに、地域の子育て支援の場となるよう努めていく。

平成30年度も本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、人間形成の基礎を培い、乳児の健やかな成長にふさわしい環境を整えて、子どもの心身の発達を助長することを目指し、次の保育方針に基づいた保育を展開する。

- ①健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- ②人間関係力（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）

- ③自己発揮（様々な体験を通して、興味や関心を持つ子どもに育てる。）
- ④道徳性（保育士との信頼関係のもと思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

2. 保育目標

(1) 各年齢の目標

- ①0歳児の目標
 - ・一人ひとりの生理的欲求を満たした生活リズムが整う。
 - ・遊びを通して五感の発達が育まれる。
- ②1歳児の目標
 - ・安定した生活の中で基本的な生活習慣の獲得を目指す。
 - ・一人遊びや探索活動を十分に楽しむ。
- ③2歳児の目標
 - ・基本的な生活習慣の確立を目指す。
 - ・自我の芽生えの中で、気持ちのぶつかり合いを通して友達との関わりがわかる。

(2) 保育の内容

①養護【生命の保持】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、適切な援助や応答的な関わりを通じて、人への基本的信頼関係が芽生えていくようにする。
 - ・子どもの発達過程に応じた生活リズムを作る。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされ、快適に生活できるようにする。
- (ウ)2歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分満たされるようにする。

②養護【情緒の安定】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・保育士等に見守られながら、安心安定した生活を送ることができる環境を整える。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・一人ひとりの子どもが安心感をもって過ごせるようにする。
- (ウ)2歳児のねらい
 - ・保育士等との安定した信頼関係のもとで子どもが自分の気持ちを表現できるように見守る。

③教育【健康】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・食欲、睡眠、排泄等の生理的欲求が満たされ、快適に過ごす。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・安全でゆったりした環境の中で、身体を十分に動かしたり、手指を使ったりした遊びを楽しむ。
 - ・身の回りの簡単なことを自分でしようとする。
- (ウ)2歳児のねらい
 - ・戸外で十分に身体を動かし、遊具や用具を使った簡単な運動遊びを行う。
 - ・身の回りのことを自分でしようとする。

④教育【人間関係】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・身近な保育士等のもとで基本的信頼感が育つ。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・保育士等や友達に関心を持ち、模倣をして遊んだり、自分から関わったりする。
- (ウ)2歳児のねらい
 - ・友達との関わりを通して簡単な約束があることを知る。

⑤教育【環境】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・安心できる人的、物的、自然環境のもとで五感の働きが豊かになる。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・安心できる環境の中で探索活動を存分に楽しみ、外界に対する興味や関心を持つ。
- (ウ)2歳児のねらい
 - ・自然と触れ合う中で好奇心や探求心が芽生える。

⑥教育【言葉】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・優しく語りかけてもらい、発声や喃語に応答してもらうことで、発語の意欲が育つ。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・日常生活に必要な言葉がわかり、言葉で気持ちを表そうとする。
- (ウ)2歳児のねらい
 - ・生活や遊びの中で自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表す。

⑦教育【表現】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・保育士等の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し欲求を表す。

- (イ) 1歳児のねらい ・歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- (ロ) 2歳児のねらい ・みたくて、つもり遊びによって互いにイメージを共有し合い、ごっこ遊びを楽しむ。

⑧食育

- (ア) 0歳児のねらい ・離乳を進め様々な食べ物に慣れることで、食べる意欲が育つ。
- (イ) 1歳児のねらい ・楽しい活動の中で、空腹感を感じ自分で進んで食べようとする。
- (ロ) 2歳児のねらい ・食事に必要な習慣を知り、友達と一緒に食べる楽しさを味わう。

3. 保護者及び地域との連携

- (1) 保育士は園児の登降園時に子どもの様子を連絡する。
- (2) 連絡帳を通して保育園での子どもの様子が保護者に伝わるようにする。
- (3) 毎日のクラス保育の様子が掲示板で保護者に伝わるようにする。
- (4) 年間行事予定表を前年度末に保護者に配付し、保育園行事には積極的に参加してもらるようにする。
- (5) 園だより、クラスだより、保健だよりを月に一度、配付し、子どもの様子や成長が伝わるようにする。
- (6) クラス懇談会、保育参加、個人懇談会を実施し保育士と保護者との連携、保護者間の交流を深める機会とする。
- (7) 保護者会と連携、協力し子どもの育ちを支える。
- (8) ホームページを活用して、保育の様子を写真等で伝える。
- (9) メールシステムにより緊急連絡等を行う。
- (10) 保育園見学者を火曜日～木曜日の間で受け入れる。
- (11) 地域の子育て支援の場に職員を派遣する。
- (12) 地域に子育て支援の場を提供する機会を持ち、保育園の社会的役割を果たす。
- (13) 園庭開放日（さくらんぼちゃんのおにわ）を設定し、地域の子育て支援・保護者支援の一助を担う。
- (14) 区役所、保健所、民生委員、主任児童委員等との連携を図り、地域に根差していく。

4. 安全対策

- (1) 月に一度の避難訓練、隔月の危機管理訓練、半年に一度の不審者対応訓練、年に一度の防災訓練を実施し、職員は、緊急時に冷静に対応し子どもの生命を守ることができるようにする。
- (2) 日常の安全点検は自主点検表に従って行う。
- (3) 保育室、トイレ等の清掃はこまめに行い、おもちゃ、砂場等の消毒は適時実施し感染症対策をする。

5. 職員計画

- (1) 保育理念、保育方針、保育目標に基づき、全体的な計画、年間、月間指導計画、週案等を策定し、評価反省を行い、児童福祉の増進を図る。
- (2) 研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会研修、名私保育士会研修等、外部の研修に積極的に職員を派遣し、情報を共有し、人権保育の視点で園内研修を実施するなどして保育士の人間性と専門性を高めるなど保育の質の向上を図り、保育内容の充実を目指す。
- (3) 役割分担及び責任体制は、保育園の定めのとおりとするが、常に協調と連携を密にし、円滑な保育園運営を行う。

6. 他機関との連携

- (1) 幼稚園との連携を図りながら、より良い保育を目指す。
- (2) 併設大学からの保育ボランティア、保育実習生を受け入れ、併設小学校、中学校、高校生の次世代育成支援のための学びの場を提供する。

7. 園児募集計画

- (1) 本園の特徴の広報・発信

学園広報課と連携しながら、ホームページを充実させ、保育内容を発信する。

(2) 見学者の受け入れ

火曜日～木曜日の間で、見学者を受け入れ、保育園の生活や保育方針等の説明を行う。

VI. センター等

1. オープンカレッジセンター

オープンカレッジセンターでは、学園の有する人材及び施設・設備等の資源を活用して「梶山オープンカレッジ」事業を実施し、在学生の資格取得の支援のほか、一般の方に広く生涯学習の機会を提供し、社会に貢献している。

平成29年度はカレッジ独自講座を50講座、キャリアアップ講座を63講座設けた。講座の募集方法として、オープンカレッジのパンフレットを制作し、会員及び資料請求者に配付し、前期・後期の受付開始前にはチラシの新聞折込みやホームページの更新を行った。また、近隣住民へのポスティング（直接投函）も行った。

平成30年度は、平成29年度事業計画を継続しつつ、近年開講が成立しない、又は成立しにくくなった一部の講座については開講を取り止め、受講生からのニーズの高い講座を中心に実施していく。なお、新規講座は開講しない。

今後とも学生や地域の方々のニーズに応え、楽しみながら学べる講座や人生に役立つ講座を提供していく。

2. 学園情報センター

大学情報センターにおいては、パソコン、ネットワーク、サーバ環境の整備に努めるとともに、中長期の計画を立案し、将来的なクラウド活用に備えた計画を推進する。

(1) 学内のパソコン利用環境の整備

順次整備し、学生及び教職員のパソコン利用環境を安定して提供するとともに、機器の高性能化・高機能化及びソフトウェア／コンテンツの拡充を経済性も考慮しつつ進める。平成29年度は、各学部・学校と協力し、生活科学部、人間関係学部、文化情報学部、現代マネジメント学部、高等学校のパソコンを更新するとともに、中央図書館、日進図書館の貸出用パソコン、山添図書館の図書館システム更新と学生検索用パソコンの更新を実施した。平成30年度も、各学部・学校と協力し、文化情報学部、教育学部のパソコンとともに、事務用パソコンを更新する。ソフトウェアについては、Adobe等のライセンス契約形態の変更に対応する。

(2) ネットワーク・サーバ環境の整備

情報通信ネットワーク環境及びサーバ環境については、統合・高速化・高機能化の作業を順次進めることで、より安定した情報通信環境の提供や運用のコスト低減を図る。平成29年度は、サポート終了に伴うネットワーク機器およびサーバOS (Windows/Linux) の更新、事務用ファイルサーバの再構成及び容量拡張、星が丘キャンパス仮想サーバ環境のストレージ増設、無線LAN機器の新設及び更新を実施した。平成30年度は教職員メールサーバのOffice365化、無線LAN環境拡充（更新）、サポート終了に伴うネットワーク機器およびサーバOS (Windows/Linux) の更新を進める。また、平成27年度から準備を進めてきた学園情報センター業務のアウトソーシングについては、平成30年度から新たな体制により実施する。

(3) 情報セキュリティの向上

電子情報セキュリティ対策については、安定的に運用するとともに、学内規程、ガイドライン等の見直しを順次実施する。平成29年度は、バックアップサーバ廃止に伴う付随機能の再構成、バックアップシステムの拡張、日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行った。平成30年度は、SSOシステム更改により全体構成見直しとともに、日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行う。

3. 梶山人間学研究センター

梶山人間学研究センターには、現在、①プロジェクト調査・研究活動、②人間講座の開催、③梶山フォーラムの開催、④年誌『梶山人間学研究』の発行という4つの事業がある。

プロジェクト調査・研究活動としては、4つのプロジェクト（①総合人間論、②女性論、③環境と人間、④プログラミング教育）及び公募プロジェクトがある。プロジェクトの研究成果は、活動報告会で発表され、年誌『椋山人間学研究』にも掲載し、公表している。平成30年度も各プロジェクトの調査・研究活動を継続させ、より深化した研究成果を学内外に還元しながら進めていく。

人間講座は、公開講座として開催することで、本学の教育理念「人間になろう」を学内外に発信している。平成29年度は「家政学シリーズ」と銘うってシリーズ化して開催したが、平成30年度は様々な学問領域から人間についてアプローチするとともに、社会情勢や参加者の意見を鑑みたテーマで4回程度開催する。

椋山フォーラムは、学外の著名な研究者を招へいし、椋山人間学研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得ることでセンターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市を始め、近隣の地区に広報活動を行い、一般公開することによって社会貢献を図るものである。平成29年度は第37回椋山フォーラム「家政学の視点で暮らしの問題を解く」と題して開催した。平成30年度もセンターが「知の拠点」となるにふさわしい内容で講演会を行う。

年誌『椋山人間学研究』は、本センターの紀要として発行し、その掲載内容は、各プロジェクトの活動、人間講座、フォーラムの開催報告等をまとめたものであり、学内外に向けて発信している。年誌は、センターホームページ上で閲覧でき、全国の関係大学・施設にも送付している。平成30年度も引き続き、年度末に第14号を発行する。

4. 椋山女学園食育推進センター

椋山女学園食育推進センターには、①食育に関する講演会の開催、②学園内飲食施設との連携及び支援、③食育に関する事業の企画、立案及び実施、④食育関連事業への支援、⑤食育に関する研究という5つの事業がある。

平成29年度は、食育に関する講演会として、第36回椋山フォーラム（第11回椋山女学園食育推進センター講演会）「怖い！血糖値スパイク」を開催した。食育に関する事業の実施・学園内飲食施設との連携及び支援・研究として、「大学キャンパス食育プロジェクト」「山添キャンパス食育プロジェクト」を実施し、ヘルシーメニューの提供、食事バランスガイドの掲示等、食環境整備を進めている。食育関連事業への支援として、千種生涯学習センターや名東区南部いきいき支援センターとの共催講座を行う等、外部諸団体からの支援要請をうけ、講師派遣や企画協力等を行った。また、3年ごとの「『食』に関する実態調査」を大学から幼稚園までの全学校種と保育園で実施した。

平成30年度は、平成29年度に実施した実態調査の結果を公表するとともに、詳細分析を行ったうえで、効果的な食育活動を行う。大学及び山添キャンパス（高等学校・中学校、小学校）については、平成29年度に実施した食環境整備の効果・改善に向けた研究の結果を踏まえ、一層の食環境整備を進める。

さらに社会貢献の一環として、引き続きフォーラムの開催や、自治体・企業が開催する食育関連事業への企画協力、講演会への講師派遣等を行う。また、センターのホームページの運用や「椋山食育通信（第10号）」の発行など、センターの取組みや食育に関する情報を広く発信する場をさらに充実させる。

5. 椋山歴史文化館

椋山歴史文化館では、基本方針として「学園の広報」「自校教育」の2本柱を掲げている。

- (1) 「自校教育」を推進するため、平成29年度は、小冊子「椋山女学園のあゆみ」の発行及びDVD「椋山女学園のあゆみ」を作成し、大学においては、1年生全員を対象とした「人間論（自校史）の授業」で配付した。また、中学校・高等学校においては、1年生全員に配付し、小学校には、1学年分90冊を提供した。さらに、大学の星が丘キャンパス（6学部）においては、「人間論（自校史）の授業受講後、レポートの作成と提出のため、歴史文化館を必ず見学する課題が課された。日進キャンパス（人間関係学部）については、歴史文化館の見学が推奨された。次に、ゼミ等を中心に約20回以上にわたり授業内での見学を受け入れた。平成30年度は、冊子「椋山女学園のあゆみ」を増刷し、授業等においてDVDとともに積極的に活用し、自校教育の更なる普及を図る。
- (2) 歴史文化館では授業等を通じての来館者が年々増加しているが、日常的な来館者は少ない状況である。平成30年度も掲示物、S * m a p、ホームページ等を活用したPRを行い、日常的な来館者を増やすための方策を継続する。

-
- (3) 平成29年度は、文化展示室企画展として、平成28年度から引き続き「表現としての被服―学生たちのトライー」を開催するとともに、平成29年7月から「生活環境デザイン学科卒業研究・学科作品展」を開催した。平成29年11月から平成30年6月まで「測る―着やすさと美しさを求めて―」を開催する。
 - (4) 梶中・高の山添展示室については、常時展示物の見直し等を検討し、展示内容の充実を図っていく。
 - (5) 平成22年6月から雛形の調査・研究を行っている「雛形研究会」では、平成29年度までに歴史文化館が保管する500点余りの雛形について、全体の調査がほぼ終了した。平成30年度は、調査結果に基づき、専門委員と連携し、雛形資料のデジタル化を進め、研究会報告資料集としての冊子作成に向けて編集作業を行っていく。さらに、編集の過程で出る疑問点を整理し、必要に応じて雛形研究会のメンバーに対応を依頼する。
 - (6) 歴史文化館で保管する資料のうち、未整理となっている資料については、展示品及び収蔵品として整理が行われているものについてデータベース化を行った。平成30年度も引き続き整理を行い、適切に保存していく。
 - (7) 歴史文化館では平成22年度から大学の学芸員養成のための博物館学内実習のうち1回分の実習を担当しており、学芸員養成の一助を担っている。平成30年度も学芸員課程からの要請があれば、積極的に博物館実習を受け入れる。
 - (8) 歴史文化館の活動を周知するため、開館以来、年2回程度「歴史文化館ニュース」の発行を続けている。平成30年度も引き続き「歴史文化館ニュース」を発行し、歴史文化館の活動等を周知するよう努める。
 - (9) 歴史文化館では、東京オリンピック開催を2年後に控え、椋山女学園の卒業生である前畑秀子（日本女性初の金メダリスト）に注目が集まり、外部団体からの要望に応えるため、積極的に前畑秀子に関する資料の提供を行った。平成30年度も前畑秀子に関する資料提供を引き続き積極的に行う。

3 梶山女学園大学に関する事項

I. 梶山女学園大学中期計画

梶山女学園大学は、1905年に創始された梶山女学園の伝統と教育理念「人間になろう」の下、女子教育の先駆者として、多彩な人材を育成してきた。本学の教育は、ここで学ぶ女性が時代の変化とともに自身の役割を見据え、創造し獲得した知を活かし、人を大切にし、人と支えあい、自らががんばれる人となることをめざす。

本学はこのような教育理念に基づき教育を進め、学術研究を究め、地域社会における評価を一層高めていく。さらに、少子化の潮流の中で社会に求められる女子大学として輝いていくために、入試改革、教育組織の再編、人材と施設の有効的利活用、社会、特に高校生に対する広報のあり方、グローバル教育、大学ガバナンス体制の改善等を常に模索していく。

このため、喫緊の課題として、中期計画第1期計画を継承し、平成29年度からの中期計画第2期計画を以下のように策定する。梶山女学園大学設立70周年にあたる第2期最終年には、着実な成果を示したい。平成32年度では自己点検・評価報告書を踏まえて、次期の中期計画につなげる。

第2期計画（平成29年度～平成31年度）

I 教育・研究の質的転換

1 教育理念等の共有

自校史ならびに平成28年度に新たに制定した大学憲章を共有し、教育理念「人間になろう」に基づく教育を実施する。

2 魅力ある学部・学科・専攻づくり

アドミッション・ディプロマ・カリキュラムポリシーを検証し、魅力的な教育課程を実現するため、教育課程の体系化、教育科目の整理及びシラバスの充実を図る。

3 教員の資質向上

専門領域における学術研究を深化し、FD活動を推進し、授業改善、授業支援及びアクティブラーニングを推進する体制をつくる。

4 高大接続、社会連携、国際連携の強化

入学センター、社会連携センター及び国際交流センターを中心として、併設校のみならず特定高校との連携、地域と企業との連携、国際連携の充実を図る。

5 在学生へのサポート体制の充実

教育だけでなく、様々な局面ですべての学生を組織的に支援する仕組を構築し、学生生活の質向上を図る。

6 教養教育、キャリア教育、生涯学習等の充実

教養教育の共通化を深化させる一方、学生に対するキャリア育成体制を進め、また、卒業生や社会人の学び直しならびに生涯学習の機会と場を提供する。

II 組織の質的転換

7 マネジメント体制の確立

全学及び学部におけるマネジメント体制を充実し、リーダー層の資質向上とPDCA体制を確立する。IRを進め、大学運営に活用する。

8 教職員像の確立

教職員に求める職能・資質等を明確にする。本学の運営を効果的に行うため、教職員のSD活動を進める。

III 教育環境の質的転換

9 教育環境の整備

キャンパスの魅力化を図り、自主学修の環境、組織・制度及び施設・設備等の教育環境を整備する。

IV 財務の質的転換

10 安定した財政基盤の整備

補助金、科学研究費等の外部資金獲得の向上、厳選した人事による人件費の適正化及び適正な経費支出により安定した財政基盤を構築する。

II. 教育事業

1. 全学共通科目「人間論」・教養教育の共通化・キャリア教育

全学共通科目「人間論」は、学園の教育理念「人間になろう」をより具体的に展開・実践する科目として全学部で開講されている。平成29年度からは、星が丘キャンパス、日進キャンパスにおいて、大学での学びの出発点とする「自校教育」、「大学での学び・キャリア教育」、「学問的人間論」の3項目の授業内容を基本的枠組みとした新しい「人間論」を実施した。また、星が丘キャンパスの授業は、全学共通科目としては初めて、学部を越えた交流型のクラス編成とした。平成30年度は、授業内容や実施方法の検証結果を踏まえ、交流型のクラス編成がより生かされるような教育内容・方法の充実を図る。

教養教育の開放化・実質化を更に推進するために、平成29年度は、講義科目及び外国語科目についてのクラス数設定における受講者数の基本方針を教養教育機構運営委員会において策定し、少人数教育による質の向上を目指した。平成30年度は、新カリキュラムに移行して4年目となるため、学部別の履修状況を分析・検証し、教養教育科目を充実させるためにカリキュラムの検証を行う。

キャリア教育については、キャリア育成センターと連携し、キャリア教育・キャリア育成を推進する方法について検討を行ってきた。平成30年度は、平成29年度に引き続き、トータルライフデザイン教育として開設している、人間論におけるキャリア教育、教養教育における女性とキャリア領域の科目、各学科で指定しているキャリア教育科目を検証し、再構築するための検討を行う。

2. 学部教育

<生活科学部>

生活科学部では、学部教育内容検討会議が中心となって行っているシラバスチェックを通して、教員の授業改善・授業支援を図り、学生の満足度を向上させていく。その他、高校への模擬授業や産官とのイベント等、従来どおり継続して社会連携にも努める。

管理栄養学科では、新カリキュラムの基盤である「臨床栄養」、「食育」及び「食品」3分野の学生への認知が高まり、自らの将来像を明確に持って学習に取り組む学生が増えている。平成29年度から、それぞれの分野において、より特徴ある選択科目を増やすように学科教育内容検討委員会を中心にカリキュラムの再検討を行っており、平成30年度も継続して検討する。また、社会が求める管理栄養士を育成するための検証を継続し、管理栄養士として活躍する職域の拡大につなげる。一方、新入生がスムーズに大学・学科教育に移行できるよう、平成28年度から始めた上級学年の在学生との交流の場は継続させる。さらに、平成30年度は卒業生と在学生の交流の場も企画し、キャリア教育の一助とする。

生活環境デザイン学科では、平成30年度には新カリキュラムの完成年度となるが、引き続き「アパレルメディア」「インテリア・プロダクト」及び「建築・住居」の3分野体制の利点を発展させ、3分野に関与する総合企画領域の実現を継続していく。そして、1級衣料管理士、家庭科教員免許、1・2級建築士、インテリアプランナー、商業施設士、建築積算士補の資格取得や受験資格の支援を行う。一方、4年間の学科教育の成果を見据えながら、次なる新々カリキュラムの再編に向けて、教育内容検討会議を中心に授業内容の検討を行う。

＜国際コミュニケーション学部＞

平成26年度入学生から導入した新カリキュラムが本年度、平成29年度で完成年度を迎えたため、新カリキュラムが当初の意図どおりに機能しているか、旧カリキュラムと比べて高い教育効果を生み出しているかを検証するため、学部FD委員会では在學生を対象としたアンケート調査を平成30年度にも実施する。この結果を4年前のアンケート結果と比較検討して、学部の教育内容検討会議を中心として分析を進める。問題点が浮かび上がった場合には、更なるカリキュラムの改善が必要かどうかを議論しつつ、学部教育の見直しを進めていく。

平成30年度入学生から、国際言語コミュニケーション学科の定員が110名から115名へ増員になるため、前年に定員が5名増えたときと同様、クラスサイズや開講授業数の適正化を始めとして、「ファーストイヤーゼミ」や「Communicative English」等の語学授業、情報教育を行うクラスなどについて増員分の対応をし、学生の履修に関して不都合が生じないように取り組んでいく。

また、本学部では学部で実施する留学の内容及び目的の多様化実現のために、平成28年度から就業体験を伴った留学プログラムを「海外英語演習A」の授業枠として導入した。初年度は3名の参加であったが、2年目となる平成29年度は10名まで参加者を増やすことができた。平成30年度は更に学生への告知を徹底し、多くの参加者を募り、より充実したプログラムへと成長させていきたい。

本学部は3年前から、「エアラインシンポジウム」「学外エアライン研修」「エアライン業界セミナー」など、エアライン業界への就職を希望する学生のキャリア支援を目的とした取組を実施し、当該業界に興味をもつ学生から高い評価を得ている。これらの取組は平成30年度以降も継続して実施する。平成30年度からは、加えて本学部の特色を活かした産官学連携を更に推進する取組を行う。具体的には「グローバリゼーション論」の授業枠を利用して、ビジネスの視点から国際交流の推進に取り組む社会人と一緒に実践課題を考える趣旨の取組を開始し、ワークショップ形式で取り組む問題解決型授業とする予定である。この取組を通して本学部が目指している「実践力」を身に付けさせる教育体制を、更に向上させていきたいと考えている。

＜人間関係学部＞

平成29年度は、事業計画で掲げたカリキュラム改革を実施した。このカリキュラム改革では、学部11の「モジュール(履修テーマに基づく領域)」を置き、両学科を架橋する4つのモジュールを含めて人間関係学科に8モジュール、心理学科に7モジュールを置くこととした。また、学部履修規準を新たに設け、「モジュール」履修のための運用体制を規定し、学生には卒業時に、卒業証書と合わせて履修証明書を交付することとした。「人間関係学部では何を学べるかわからない」という声に対応したこうした改革によって、学部における「学びの明示化」を進めた。さらにカリキュラム改定に伴って3つのポリシーを再検討し、新たに導入した「モジュール」に対応した内容に改めるとともに、カリキュラムマップについてもそれに対応するよう改めた。その上で、平成29年度から両学科の入学定員を同数の110名とし、学科所属教員数の変更を行った。こうした一連の改革の成果か、平成29年度入試においては両学科とも定員を超える入学者を確保できた。

平成30年度の事業計画として、まず、心理学分野では初めての国家資格となる「公認心理師」受験資格のためのカリキュラム変更を行う。平成29年9月15日に施行された法律に基づき心理学科のカリキュラムを受験資格が得られるように変更し、科目名称の変更の必要性から人間関係学科のカリキュラムも合わせて変更する。これらの変更に伴い学則改正を行う。また、新カリキュラムが2年目を迎えるので、モジュールを履修するための科目の一部変更や卒論事前指導ゼミへの学生の振分け、さらに、これらの制度をわかりやすく学生に伝える方法を学部運営会議や将来計画検討委員会において検討する。そして、こうした検討を踏まえ、在學生ガイダンスなどを通して、学生にモジュール制の意義や履修方法を周知していく。また、平成28年度に設置した「モジュール長」「モジュール会議」を活用して教員の意識改革を更に進め、モジュール制についての一層の浸透・強化を図る。そのうえで、公認心理師受験資格に対応したカリキュラムを整備したことやモジュール制について、学部広報用パンフレットや学部ホームページにおいて積極的に広報し、定員確保に向けた努力を継続する。

<文化情報学部>

文化情報学部で開講している「海外言語文化演習A・B・C」のうち、「同演習A」(中国)では受講生の減少傾向が見られていたが、平成29年度はおおむね回復した。「同演習B」(英語圏)は、20名程度の定員を設定しているが、定員以上の応募があり、順調に実施されている。「同演習C」(韓国)については、隔年開講であり、平成30年度は非開講となる。なお、「同演習A」(中国)については例年、上海師範大学において実施してきたが、平成30年度は宿泊施設の改修工事のため利用できないことから、台湾の亜洲大学において開講できるよう準備し、円滑な実施を図る。これらの海外言語文化演習は、グローバル教育の観点から重要な教育の一環であるため、教育内容の更なる充実に努める。

文化情報学科では、平成28年度、教育社会学及び公共経済学分野の教員の退職に伴い、地域社会学、まちづくり推進及びコミュニティデザイン分野を専門とする教員の採用人事を進めた結果、平成29年度から2名の教員を迎えることができた。今後とも、「多文化共生社会」「少子高齢化社会」「コミュニティデザイン論」「地域創造学」「都市計画論」等において授業の更なる充実に努めていく。また、様々な領域(本学科で提供している「文化・アーカイブス」「アジア・地域・ツーリズム」「社会・ネットワーク」「情報・コンピューティング」の4領域)を学びながら、興味のある領域を見つけていく学科の特色を踏まえ、学生の興味・関心に応じた幅広い履修にも対応できるように、各領域にわたって実践的な授業科目である「実務応用演習A・B・C・D」を3年次に配置した上で、複数受講が可能なように改め、平成28年度入学生から適用することとした。これにより、平成30年度においては、3年生の「実務応用演習」の複数受講が可能となるので、受講者数等について、その成果を検証していく。

メディア情報学科では、平成27年度入学生から新カリキュラムが適用され、3年目を迎えている。今後の学生の志向や受講動向を見ながら、更なる改善を目指し、恒常的にカリキュラムの検討を続ける。本学科は、以前から1年次必修科目である「ファーストイヤーゼミ」と「基礎演習」のプログラムに力を入れ、特に近年、一部の入学生に低い基礎学力を示す者が見られることから、少人数クラスのメリットを活かして、担当教員がきめ細かな指導を行う体制を構築してきた。加えて、2年次前期の必修科目である「基幹演習」でも、本学科の専門分野(メディア社会、コミュニケーション心理、メディア文化、ジャーナリズム)における卒業論文作成の指導を徹底するため、課題の大幅な見直しを行った。更に、平成30年度からは、卒業研究も視野に入れ、「展開演習Ⅰ」(2年次後期)「展開演習Ⅱ」(3年次前期)において、学生が指導教員の専門分野を意識しつつ、それぞれ2教員を選択し受講するという改革を進める。また、平成26年度から導入しているSCP(Special Concierge Program:1年次からの希望者に対応する専門教育と進路に関する個別指導)は、平成30年度は5年目を迎え、一定の成果を挙げていることから引き続き実施する。

<現代マネジメント学部>

本学部では、平成25年度入学生から経営分野を強化した新しいカリキュラムを導入し、経営分野以外の3分野でも、学生のニーズを踏まえた新しい科目を設置するなど改善を行ってきた。平成29年度は、カリキュラム・フローを踏まえ、1~4年次の専門教育科目を通して、より体系的で実践性の高いマネジメント能力の育成が図られた。アクティブ・ラーニングにおいては、従前からの商品開発等の取組に加え、企業等と連携し、SNSを用いたライフスタイルの提案等、更に新しい独自の取組みが展開された。また、近年、強化を図っているキャリア教育においては、平成29年度は、語学、情報教育、簿記等に関する資格において実績を挙げている。併せて、公務員、教員、秘書、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者等に関するキャリア形成に役立つ資格取得の支援を、平成29年度も引き続き充実させる努力を行った。また、平成27年度から開始した「税理士職業セミナー」に加えて、平成28年度から名古屋税理士会の寄附講座を開講し、将来的には「税理士を目指す学生」等を輩出すべく、実学科目の充実を図った結果、学生間で着実にその機運は高まってきている。平成28年度に学生ピアサポートグループ「TEAM RENATA」の提案により改修された学生控室では、ワークスペースをグループ学習に利用する学生たちが増え、ゼミ等でも活用されている。具体的には、ノーリツと電通とのタイアップによる「おふる部」の活動や、JALとJT Bとの「旅行企画」のコンペ、また、「TEAME RENATA」と資生堂とコラボした「置きコスメ」等が行われた。

これらの成果を踏まえ、平成30年度においても、引き続き、学部教育の専門性と実践性を一層高めるべく、PBLとしての企業や行政とのコラボレーションはもとより、それが難しい科目においてもアクティブラーニングの手法を工夫し、学部のすべての学生の主体的な学習を促進するような教育手法の確立とその体制の整備に努める。また、キャリ

ア教育においては、資格の単位認定の一層の定着を図り、その活用を推進して行く。

更に、平成30年度から新しいカリキュラムを導入する。当該カリキュラムにおける特徴は、専門教育科目群において経営・会計、総合政策、キャリアの3つの領域から社会科学の基礎知識と実践的なスキルを相互に有機的に関連させて幅広く学修させることである。更に、学生が選択できる科目数を大幅に増加させ、各学生のニーズに対応できる学習形態を構築する。この、新カリキュラムへの移行が、滞りなく実施できるよう万全の体制で臨む。

＜教育学部＞

平成30年度に学部開設12年目となる教育学部は、椋山女学園大学の「人間になろう」の理念と教育改革アクションプランを踏まえながら、更なる充実と飛躍を目指していく。

グローバル化、高度情報化、多文化化などの地球的規模での動向から、新学習指導要領の幼稚園での実施、小学校での移行措置、教員採用数の減少など、日本の教育動向への対応までを視野に入れ、学部運営委員会と将来計画委員会を中心に、中・長期の将来計画を策定し、より具体化していく。

具体的には、以下を目標とする。

- (1) 学生のより良いキャリア形成を促すために、学修の更なる充実を図る。特に、新しい学習指導要領が目指す新たな教育への対応を踏まえた学修の充実を図る。
- (2) 厳しくなる教員採用に向け、オンライン学習等の利用も含めて学力形成のためのサポートシステムを充実する。更に、教職サポートルームを全学的な学生支援組織として再整備することを検討していく。
- (3) 新たな教育動向も踏まえ、所属全教員によるFD活動を通して、本学部の目的に沿った授業内容の追求と授業方法の改善を図り、教職員の教育・研究能力の向上を図る媒体としての学部紀要の一層の活用と充実を努める。
- (4) 本学部は、椋山女学園の保育園、幼稚園から大学院までの総合学園という性格からも、それぞれの連携性をトータルに捉えられる専門性を持った学部として、その役割を担っていく。
- (5) 地域との連携やプロジェクト活動など、地域のニーズにも適合した活動を充実していく。また、小学校における外国語の教科化に対応して、英語も含めた国際教育の充実を図る。
- (6) 名古屋市及び愛知県教育委員会等との連携を深めていく。
- (7) 本学部卒業生や同窓会との連携を、より強化し、現職教員となった卒業生と本学部との協働的な関わり合いをより深めていく。

＜看護学部＞

平成29年3月に4期生が卒業し、看護師国家試験では前年度と同様合格率99%、保健師国家試験は100%という結果であった。看護職としての卒業生の評価はおおむね良好であり、今後も継続できるよう引き続き教育内容の評価・検討を行っていく。

平成30年度は成績評価の適正化の一環として、学部FD委員会主導でルーブリック評価の導入に向けての検討を行う。平成29年度から新カリキュラムの「領域別臨地実習」が開始された。それに合わせて、臨地実習の学生授業評価を実施し、評価の見直しを含め、新カリキュラムの適切さの検証を行っていく。また、課題探究実習も開始されることから、シラバスチェックに加え、臨地実習における評価の明確化、透明化の視点から実習手引のチェックを実施する。

競合大学が増加する中、志願者及び入学者を引き続き確保するために、看護学部の教育内容について受験生に対する適切な広報を行うとともに、入学前教育、コンピテンシーテスト等を通して看護学部のキャリア教育を行っていく。

アクティブラーニング、教育評価など学部教育での円滑な授業運営に効果的なFD研修の充実を図る。

平成28年4月に再編した9領域（専門基礎、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学）による学部運営が円滑に行われるよう情報の共有、相互の連携を強化する。

各領域での科目の実施・運営については、それぞれ領域責任者の下、科目責任者を中心に、授業内容、成績評価等の検討を行い、事前の担当者同士による実施・運用方法の打合せや関連する他の授業科目担当者との連携を密にし、適切に教育課程が展開できるよう配慮する。

この他、学部の施設設備面での整備・充実については、103講義室及び303基礎・成人看護学実習室のAV機器

システム環境の整備を予定している。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

食品栄養科学専攻では、引き続き、学部教育としての管理栄養学科のカリキュラムとの整合性を図りつつ、社会と時代の要請に応えられるように、また、定員確保のため、より魅力ある大学院を目指して、担当教員の充実、担当科目・分野の見直しを行っていく。

生活環境学専攻では、生活環境デザイン学科の新カリキュラムの完成年度を迎える平成30年度までに学部との整合性を図り、授業科目と担当教員の検討を行っていく。また、定員充足のために学部在学学生、卒業生、他大学学生に卒業展、ホームページ等において、魅力ある大学院であることを説明、PRし、入学者確保に努める。

博士課程人間生活科学専攻では、各領域の担当教員の欠員によるアンバランスを解消し、社会の要請に対して柔軟に対応可能な態勢を整えている。しかし、定員は充足されておらず、より魅力的な博士課程教育・研究を実現すべく、整備を図っていく。

各専攻に共通のこととして、この数年間、入学定員が充足されておらず、6年一貫教育、インターンシップを重視した教育等を含めた見直しを検討し、魅力ある大学院教育・研究を目指し、学内外からの学生の応募を増やすための方策を計画していくとともに、多様な人材を確保できる選考方法を検討していく。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科における教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、平成24年度までに整備されており、平成30年度も基本的にはそれらに従って教育活動を実施する。

平成29年度事業計画で公認心理師関連の法令への対応を研究科の最大の課題としたが、行政などの指針に基づき、平成30年度には、「公認心理師となるために大学院で修めるべき科目」に対応して9科目の名称を変更し、8科目を新規に開講する計画である。

また、教育学領域に関しても、平成27年度から国の幼児教育・保育制度が「子ども・子育て支援新制度」へと移行し、幼稚園における幼児教育と保育所における保育との差異がほとんどなくなったことを受け、実状に対応するため「保育学特講」の内容を「幼児教育論特講」の内容に統合し、1科目に統一することとする。

社会人の志願者を増やすべく、平成29年11月に外部者向けの大学院説明会を実施したが、平成30年度も継続する方針である。

<現代マネジメント研究科>

本研究科は、「より高度な教育研究を効果的に行うために、既存研究の成果に基づく優れた知識やアイデアの積極的かつ複合的な活用を図り、新たに高度な学術的知見を創造することによって知識基盤社会の形成と支援を担う高度な知識を有した女性を養成する」ことを目的として、平成26年4月に開設された。2年次生は研究計画に基づいて、修士論文の完成を目指し、指導教員その他の教員が協力して指導する体制を構築している。平成26年度から平成28年度までに入学した学生は、卒業後は志望どおり公務員や教員として、また、企業などに就職するなど活躍しており、一定の成果を上げてきた。しかし、平成29年度は、新たな学生の入学を期待したものの入学者は0名となった。

平成29年度に事業計画とした「教育・研究体制の整備を図る」は、平成30年度から、学部教育と大学院教育とが統合的なカリキュラムになるよう、イノベーション・マネジメント能力を育成するために必要な科目の整備充実を進めている。その他、次のような課題を目標として進める。

- (1) 本研究科担当教員は、社会において女性の活躍のチャンスを与えるための努力を怠らないようにするとともに、FD活動を通して院生の教育の充実を努め、学外にも大学院教育についてアピールを徹底する。
- (2) 定員充足のために、学部生・卒業生への入試説明会やウェブサイトを通して、また、学部のオープンキャンパスや「父母の集い」などを通して研究科の魅力を伝え、入学生の確保に努める。

＜教育学研究科＞

平成29年度に掲げた事業目標については、(1)FD活動の活性化は、前年度に改正された教員職員免許法、今年度改正が示されていた教員免許法施行規則について、学部と共同でFD研修会を開催し（講師：研究科長、教務課の教職担当職員）、ほぼ、全員の教員が参加し共通理解が得られた。(2)カリキュラムの体系的整備については、平成29年度末に予定されている再課程認定に向けたカリキュラムの一部変更の検討を行った。(3)長期の教職インターンシップと(4)の名古屋市・愛知県教育委員会との連携については、名古屋市教育委員会、名古屋市立小学校との連携により、M1ストレートマスターの院生1名について、1年間にわたる教職インターンシップを実施し、教育実践力の向上という側面で成果が上がっていると判断している。(5)の大学のウェブサイト等を活用した広報と定員充足については、新たな試みとして、学部の創立10周年記念行事を活用して大学院の広報、また、学外向けの説明会の計画を立案したが、入学応募者の増加等、具体的な成果を見るに到っていない。

平成30年度はこれまでの実績を踏まえ、教育研究体制を改善するとともに、今後の厳しい教員採用状況に対応できる高度な実践的指導力を備えた専門職の育成に取り組む。とりわけ、現職研修の場として、研究科が活用しやすい条件について検討し、可能なものから漸次整備していく。このため、アドバイザー・ボードでの協議を中心に、入学方針や教育研究活動の改善と評価を継続的に展開する。前年度からの取組も踏まえつつ、次の諸点を課題目標とする。これらはいずれも本学のアクションプランと密接に関連し、それを推進するものである。

- (1) 設置目標に沿った教育研究活動が行われるよう、担当教員の研究活動の活発化と、FD活動による教育指導能力の改善に積極的に取り組む。
- (2) 文部科学省の教職課程認定における大学再課程認定申請に合わせて、カリキュラムの系統性・体系的がより適正なものになるように工夫し、より理解しやすい形でパンフレットやウェブサイト等において広報するように努める。
- (3) 教職インターンシップが教員の初任者研修に近い実践的な指導力育成の効果をあげられるよう、実施校（特に併設校、附属小学校、附属幼稚園）の協力を得て、より適正な教育指導体制を充実していく。
- (4) 現職教員が在職のまま学びやすい諸条件を整備し、その広報に努める。
- (5) 名古屋市及び愛知県教育委員会との関係を強化する。
- (6) 学部学生・保護者・卒業生・学外者への大学院説明会及びウェブサイトの大学院紹介の充実を図り、学部同窓会とも協力して、学生定員の確保と充足に努める。

4. FD活動

平成29年度のFD活動としては、全学FD委員会の下で、新任教員研修、FD研修会、アクティブラーニング対応講義室（Spirit）活用のための講習会及び学生による授業アンケート等を継続して実施した。また、授業改善に学生FDスタッフを活用するために、教授会において制度の周知を図ったほか、学生の学修時間等に関するアンケートの実施方法について見直しを行った。『シラバス（授業内容一覧）』の作成については、様式を一部見直し、シラバス記入要領を示して全教員に作成を依頼した。

大学院FD委員会においては、4研究科における情報交換を行うとともに、大学院生対象の授業アンケートを実施し、集計結果から判明した課題に対する改善を検討した。

平成30年度は、昨年度に引き続き、教員の資質向上や魅力ある学修を行うために、専任教員全員のFD活動参加を目指し、新任教員研修、FD研修会、アクティブラーニング対応講義室（Spirit）活用のための講習会、学生による授業アンケート及び学生の学修時間等に関するアンケートを継続して実施するとともに、より効果のある研修内容・方法の充実について、全学FD委員会において検討・実施する。また、授業アンケートの設問内容、実施方法の改善やシラバスの様式等の改善については、昨年度から小委員会でも検討してきた課題等を踏まえ、課題に即した対応を進めていく。

大学院のFD活動については、継続して情報交換を行うとともに、大学院授業アンケートを引き続き行い、大学院授業の改善点の洗い出し、充実を図る。

5. 学修支援

教育課程の体系化については、平成29年度は、学生に対して学修の段階や順序、カリキュラムの体系的性を明示し、履修計画を立てる際の指針となるよう、科目ナンバリング、カリキュラムマップに加え、科目間の連関をより可視化できるように、カリキュラム・フローの素案を作成した。

GPA制度の活用については、平成28年7月から、各学部学科で定める学修要支援対象学生の指導対象として行っている「欠席調査」、「修得単位数の少ない学生の把握」に「GPAによる履修指導」を加えた。平成29年度は、学生の成績表に、当期GPAだけではなく通算のGPAも記載するように変更し、学生自身による成績の認識、勉学に奮起するための動機付けとなるように改善した。平成30年度は、引き続きガイダンス等で学生にGPA制度の活用について周知する。

ポートフォリオシステム「SUCCESS」は、教職課程履修者に対する「履修カルテ」以外ではまだ十分に活用されているとはいえず、キャリア育成センターとも連携し、効果的な運用を検討してきた。平成29年度は、28年度に引き続き「キャリア育成センター運営委員会」ポートフォリオ専門委員会において、インターンシップ、就職活動においてSUCCESSを活用した成功事例を作るため、試験的に学生をピックアップしポートフォリオ作成指導を行った。平成30年度は、平成29年度の課題を分析することにより、将来的に学生が有効活用できるような方法を確立する。

III. 学生生活支援

1. 奨学金制度

「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的に困窮し、修学困難な学生に対する組織的支援を行っている。平成29年度の主な経済的支援としては、学内外の各種奨学金制度の募集・斡旋、個別相談の実施、授業料等の分納・延納の受付などを行った。その結果、多くの学生に経済的支援を行うことができ、学納金未納による退学者の減少につながった。

平成29年度の主な奨学金の給付状況は、以下のとおりである。

- ・ 椋山女学園大学同窓会奨学金 2名 各30万円
- ・ 椋山女学園同窓会奨学金 5名 各20万円
- ・ 椋山女学園大学看護学部奨学金A 20名 各60万円
- ・ 椋山女学園大学看護学部奨学金B 18名 各36万円
- ・ 椋山女学園大学大学院奨学金博士課程 1名 50万円
- ・ 椋山女学園大学大学院奨学金修士課程 19名 各21万円

上記以外にも椋山女学園大学貸与奨学金、椋山女学園大学教育ローン利子補給奨学金により支援を行ったほか、平成29年度の日本学生支援機構の奨学金利用者は、緊急・応急採用も含め昨年度とほぼ同数の約1,600名の学生が利用した。

また、成績優秀者上位5%の学生に学業優秀賞の表彰及び金一封として1万円を授与し、研究活動、文化・芸術活動、スポーツ活動、社会貢献などで顕著な功績を残した学生には、特別活動奨励賞の表彰及び金一封として3万円を授与した。

国際化・グローバル化の推進のため、外国人留学生及び海外留学を行う学生に対して学内外の奨学金制度を活用した支援を行った。私費外国人留学生には授業料の減額及び私費外国人留学生特別奨励金の給付を行ったほか、受入交換留学生及び派遣交換留学生に、椋山女学園大学（受入）（派遣）交換留学生奨学金の給付を行った。また、認定留学生及び中期留学による派遣留学生を対象に、椋山女学園大学振興会海外留学補助金として学生7名に一人当たり10万円の給付を行ったほか、日本学生支援機構の留学生対象の奨学金制度に申請し、採択されたことで多くの学生が留学費用として奨学金を得ることができた。

平成30年度も引き続き「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的支援が必要な学生が一人でも多く、安心して学生生活を送れるように学内外の奨学金制度を活用して支援を行う。また、私費外国人留学生の授業料減額制度

を見直し、学業成績と連動した減額率とするほか、日本学生支援機構等が募集する国際化推進のための奨学金制度への申請を積極的に行い、留学する学生の経済的支援を図る。

2. 健康管理・メンタルヘルス

「学生支援のためのガイドライン」に従い、メンタルヘルスや身体面での支援が必要な学生に対して、学生相談室カウンセラー、学校医、医務室及び関係教職員が連携して、学生・保護者から学生生活に必要な要請を聞き、「配慮願い」を作成して関係教員へ支援協力を行った。平成29年度は、「学生支援のためのガイドライン」を見直し、メンタルヘルスや身体面での学内連携体制の充実を図った。メンタルヘルスの問題を抱える学生は増加傾向にあり、学生相談室カウンセラーが中心となり、学生・保護者、関係教員と連携しながら支援を行っている。また、学生が学生相談室を身近に感じ、気軽に利用できるような方策として、「ヨガ体験」などのイベントや学生や教職員がメンタル面の障害に関する知識を深めるため外部講師を招いた講演会を実施した。これらの取組みについては、平成30年度も継続して実施していく。

また、学生相談室カウンセラー、学生課職員も学外の研修会等に参加し、障害を持つ学生への対応についての知識を深め、必要な支援ができるようなスキルアップを平成30年度も引き続き行う。

大学ハラスメント防止対策委員会において、平成29年度はハラスメントの予防対策として、学園と連携したアカデミックハラスメント防止研修会、新入生向けのリーフレット配付、ポスターや相談窓口担当者カード等を作成し、ハラスメントの防止対策に努めた。また、相談窓口担当教職員を対象とした研修会やニュースレター発行（年2回）なども行った。平成30年度もこれらの事業を継続し、ハラスメントの予防やハラスメントのない大学になるように実施していく。

3. 課外活動・学生生活支援

平成29年度は、課外活動には大学全体として23.1%（昨年度：24.9%）の学生が参加しており、公認団体は59団体となった。その内、44団体について、活動に必要な経費支援を行った。平成30年度も引き続き活動実態・活動実績に応じた活動経費の補助を行っていく。課外活動用の印刷機については老朽化しているため、学内で使用しているコピー機を移設して利用することで課外活動に係る施設・設備の充実を図る。平成30年度は体育館・学生会館地下のクラブ室ロビーを改修し、少しでも多くのクラブが活動しやすくなるよう環境整備を行う。

災害時の学生の安否確認として、「災害（地震）対応マニュアル」を基に、平成29年度は大学の防災訓練日にwebを利用した安否確認テストを実施した。平成30年度も東海地震等の大規模災害に備え、学生の防災意識を高めるためにも安否確認テストを実施する。

学生寮の平成29年11月1日現在の入居者数は131名、入居率は86.2%で、前年度と同程度であった。平成30年度は、入居率を更に高め、入居者に対してはより快適で安全な寮生活が過ごせるよう入居者の意見を聞く機会を設け改善を図る。学生寮では、毎年1回防災避難訓練を実施しており、平成30年度も引き続き実施する。

学生が学生相互で支えあい、学生生活支援、新入生支援、キャリア支援、留学生支援、図書館利用支援、入試広報支援などで学生が主体的に活動し活躍できるようになるための学生サポーター制度を平成28年度に開始した。活動は行われているが学生の認知度が低いため、平成29年度は、「学生支援のためのガイドライン」の改訂版を発行した。平成30年度は、活動が活発化するよう学生の主体性を活かしながら支援していく。

磁気カードの学生証は、証明書自動発行機による成績証明書、JR学割証等の発行及び図書館での図書貸し出しの際に利用しているが、磁気が抜けて使用できなくなることが多発しているため、磁気カードからICカードへの変更を検討している。ICカードを利用することで用途が広がり、将来的には学生食堂や売店での電子マネーとしての利用や授業の出席確認等に利用することが考えられるが、ICカードの導入には設備整備等に費用が掛かるため、平成30年度は費用対効果が得られるような利用方法を調査し、導入に向けて引き続き検討を重ねたい。

4. 就職支援・キャリア支援

キャリア育成センターでは、本学独自のトータルライフデザイン教育を実践し、低学年からのキャリア教育の構築と3・4年生の進路支援の充実を図るため、次のとおり事業を展開していく。

(1) キャリア教育・就職支援

① コンピテンシーテストの実施

コンピテンシーテストについては、1年次に実施する。学生自身が自分を知ることの道具とし、活用のガイダンスを行うことによって、有意義な学生生活を送るヒントを得ることができる。

② ポートフォリオの活用

SUCCESS を利用したポートフォリオにより、生活・学修の記録を残すとともに、PDCA サイクルのツールとして活用することによって、1年間の目標や将来を考える機会とする。

③ 1・2年生のキャリア教育

「人間論」内において全学で共通したキャリア教育の導入を行い、教養教育科目領域7「女性とキャリア」の科目を中心に、自らのライフデザインを描き、キャリアを形成するための基礎的な力を育成する。

キャリア支援課が担うガイダンスや講座において、自身のキャリアについて考える機会を増やしていく。

④ 3年生の就職活動支援

3年生については、7回シリーズのガイダンスを軸に各種講座等を実施し、就職活動の支援を行っていく。主なものは、次の内容を予定している。

(ア)筆記試験対策、(イ)就職マナー講座、(ロ)就職活動対策講座(グループディスカッション・グループ面接対策)、(エ)内定者報告会・内定者質問会、(オ)学内企業説明会、(カ)業界研究セミナー、(キ)OG 交流会、(ク)公務員試験ガイダンス、(ケ)公務員模擬試験、(コ)教員採用試験説明会、(サ)個別面談

⑤ 4年生の就職活動支援

個人面談を中心に、各人に適したきめ細やかな支援をするとともに、内定の決まらない学生へのフォローアップガイダンスや愛知新卒応援ハローワーク担当者による出張相談等を行う。

⑥ キャリア教育・就職支援のサポート体制

キャリア育成センター運営委員会を中心とした、外部専門家によるコーディネーターの活用を図るとともに、個別面談等においてキャリアカウンセラー等の資格を有するものを配し、学生の支援に当たる。

また、「人間論」や「仕事学入門」といった正課のキャリアに係る科目におけるキャリア教育について、担当教員と当課職員との協働を図る。

(2) 企業開拓・広報活動

① 企業訪問・企業向けパンフレット

求人開拓及び毎年安定した採用の依頼を目的として、計画的な企業訪問を行い、企業と大学とのつながりを強固なものとしていく。また、企業向けのパンフレットを作成配付し、本学学生の特徴や強みを企業に伝えPR活動を続けていく。

② 企業訪問

地元企業を中心に、関東・関西も視野に入れた企業訪問を行い、新規の求人開拓やインターンシップ受入企業の質・量ともに向上を図る。教員の専門性を活かせる企業等については、教員と協働して実施していく。

(3) データの分析・活用

(ア)コンピテンシーテスト(1年生)、(イ)SPI 模擬試験(3年生)、(ロ)卒業生への就業状況等に関するアンケートを実施し、そのデータの分析結果を、就職支援及びキャリア教育に反映させていく。(イ)については、個人の面談にも活用していく。

(4) インターンシップ

① 教養教育としての「インターンシップⅠ・Ⅱ」

教養教育科目領域7「インターンシップⅠ・Ⅱ」については、参加者が増加傾向にあり、実施前の事前指導でしっかりと準備をした学生を送り出していく。

② インターンシップ報告会

インターンシップの総仕上げとして開催する「インターンシップ報告会」についても引き続き実施し、学生の成果発表の場とするほか、企業との交流を深めることにより、次のインターンシップ又は就職活動へとつなげていく。

(5) 人材バンクの活用

授業及び講演会等へのゲストスピーカーについては、引き続き人材バンクの活用をしていく。

5. 学修・生活指導教員制度の充実

学修や家庭環境、メンタルヘルスなど様々な問題を抱えている学生に対して学修・生活指導教員が相談や支援を行っている。学生が指導教員と相談しやすくするため、全教員のオフィス・アワーをS*m*a*pで公開しており、平成30年度も引き続き実施していく。

中途退学者や除籍者を減らしていくための施策として、授業の出欠状況や成績・単位修得状況により、支援が必要と思われる学生に対して早期から助言・指導を行っている。平成30年度も継続して個別の学生の学籍異動理由を可能な限り記録し、各種委員会で情報共有を行う。

IV. 研究事業

1. 研究支援（研究費・研究環境制度の整備・充実）

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配当、外部研究資金の獲得がある。また、平成25年度から開始した「大学活性化整備事業」については、大学の活性化を目的として優れた研究又は教育に対して学長裁定のもと予算配当を行っている。

学園研究費の配当については、個人研究ばかりではなく学部内及び学部を越えた共同研究に対しても支援している。外部研究資金（科学研究費助成事業、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を越えて、その採択自体が大学に対する社会的評価を伴っている。平成29年度は、科学研究費助成事業（平成30年度新規分）への応募件数が、46件（平成28年度66件）であった。

平成30年度は、学園研究費については、引き続き学部を越えた学際的な共同研究を奨励していく。更に学長のリーダーシップの下、FD委員会と連携し、研究助成の採択向上を目指して、科学研究費助成事業の説明会を実施する他、教職員向けホームページを活用して、外部の研究資金の周知を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 研究成果の公表（研究活動の点検・評価を含む。）

大学の情報開示において、本学の教員や研究成果に関する情報開示の重要性が高まっていることから、平成25年度から本学ホームページを利用し、「大学・大学院教員一覧【履歴業績】」の運用を行い、閲覧者の利便性の向上及び教員が効率的に自身の情報を更新することができる仕組みを利用して、情報開示の充実を図っている。平成30年度も同様に情報開示を行う。

平成29年度に引き続き、『椙山女学園大学研究論集』及び各学部の紀要を発刊するとともに、「学術機関リポジトリ」等も併せて利用し、各種研究成果を公表する。

V. 国際交流

1. 国際交流

平成30年度は、平成29年度と同様に椙山女学園大学の国際化ビジョン（2015年～2020年）に沿って国際交流を推進する。

交換留学の協定校はこれまでアメリカ1校、オーストラリア2校、中国1校、韓国1校、タイ1校合計5か国6校であったが、平成29年度は、台湾、韓国の新規協定校との交換留学協定を締結し、合計8校となった。平成30年度は、

これを10校以上に増加させるために、以前から新規協定校の可能性を探る活動を行っているマレーシアにおいて引き続き活動を行う予定である。また、交換留学を継続的に行うため協定校を訪問し、担当者と留学に関する現状及び将来性について協議するとともに学生へのPR活動を行う予定である。上海師範大学とは例年交換講演を実施しており、平成29年度は本学が上海師範大学を訪問し講演会を実施した。今回は、平成30年5月に本学が上海師範大学から講師を招へいし、講演を行う予定である。平成30年度には、台湾の亜洲大学に3名、韓国の順天郷大学校に1名の留学生を初めて派遣する。

短期留学生受入プログラムとして、例年2月に実施する「椛山女学園大学ショートプログラム」について、平成29年度は平成30年2月14日から2月27日まで実施する予定であったが、参加者が催行人員に満たなかったため実施できなかった。平成30年度もショートプログラムを実施するが、2月開催では参加者が集まらないため、8月に変更することを検討している。

国際交流センターには本学学生と留学生が定期的に集い、活発に異文化交流をする場として機能している。日本語と英語による記事を掲載した『国際交流センター報』を継続的に発行し、ホームページにも掲載することで、海外へも情報を発信する。

英語圏の大学との双方向型の協定の締結及び維持が極めて困難な状況を考慮し、平成30年度からは、「派遣留学」(仮)を目的として、新しい協定大学の可能性について模索する。協定先の学部授業の履修には、協定校の学生であることが必須条件であるので、このような新しいタイプの協定校との締結を目指すものである。

2. 留学生支援

平成27年度から、国際コミュニケーション学部で開講された英語で行われている授業、外国人教員による外国語授業及びコミュニケーション科目を私費外国人留学生、受入交換留学生に開放し、平成28年度からは十分な日本語能力を持つ学生は英語での授業に加え、各学部で開講する受入可能な授業が受けられるようになった。

受入交換留学生への支援事業の一環として、交換留学生の希望に合わせ平成29年度もインターンシップに参加し、大学の授業では得られない日本の企業での社会体験を学んだが、平成30年度も引き続き実施する。また、受入交換留学生は様々な日本文化体験学習に参加して、学外でも日本の伝統、文化に触れる機会を与えられているが、平成30年度も同様の日本文化体験学習の機会を提供する。更に、地域社会との文化交流連携でホームビジットを実施しているが、平成30年度も実施し、受入交換留学生に日本の家族生活を体験する機会を提供する。

受入交換留学生と本学学生との交流を通して、受入交換留学生により充実した学園生活を送ることができるように、学内の公認団体「SAIC (Sugiyama Association of Inter-cultural Communication)」らとの定期的な交流を行っており、平成29年度も継続した。学生の中からボランティアでスタディメイトを募集し、受入交換留学生の学習、生活面での支援を行ってきているが、平成30年度も同様に継続する。本学学生により多く参加を促し、交流活動を通して、留学生の支援をしていく。また、平成30年度より、「留学生教育コーディネーター」を国際交流センターに置き、留学生の教育と学生生活の面から支援することで留学生教育の質の向上を図る。

「認定留学制度」は、在籍しながら海外の大学に留学し、留学先の大学で取得した単位が本学の卒業単位として認定されるため、学生は4年間で卒業できるようになっており、平成29年度は14名が利用した。平成30年度も認定留学を継続し、本学の学生が多様な留学を経験できるように支援していく。

海外に留学する学生への財政支援として、平成25年度から大学振興会による留学補助金制度が始まり、平成29年度も継続して実施した。また、平成29年度と同様に、「平成30年度日本学生支援機構 海外留学支援制度奨学金」に応募したが、継続を希望した中期留学以外の申請は採択されなかった。平成31年度は交換留学制度の拡大を考慮した上で、本学の交換留学制度について、より理解されるような申請内容に改め、競争的外部資金である給付型の奨学金を獲得し、学生の財政的支援をする予定である。更に、中期留学などの国際交流センター以外の学部で行われている海外派遣留学制度についても申請を行う。

学生の留学、異文化理解を促進するために国際交流センター主催の様々な支援プログラムを実施している。平成25年度以来実施していなかった「留学支援セミナー」について、平成29年度は内容を抜本的に見直し、海外留学で得た経験をどのように就職に結びつけるかというテーマで実施したところ、参加した学生から好評を得たため平成30年度

も継続する予定である。それ以外に平成29年度に実施した「留学説明会」「留学準備講座」(IELTS 受験対策、TOEFLiBT 受験対策)「危機管理セミナー」を平成30年度も継続し、グローバル化社会に必要とされる異文化理解を深める機会を提供する。

VI. 学術情報

1. 図書館

(1) 館内環境の整備

平成25年度末の中央図書館のラーニングcommons開設以降、継続的に館内環境が整備された。一方、館内環境整備の遅れていた日進図書館について、平成28年度から少しずつ整備を進め、平成29年度は館内貸出用ノートパソコンを20台購入し、同様に中央図書館も20台増設した。更に、両館にフロアサインの設置や、中央図書館における中央階段のフロアカーペットの敷設、地下2階のLED照明化と継続的な整備ができた。平成30年度も引き続き、日進図書館には飲食可能な戶外テラス席の設置、中央図書館のラーニングcommons内書架の見直しと増設等、図書館利用教育の実施とともに館内環境の一層の充実を目指し、学生の自主学习等に資する利用者サービス向上のため快適な空間づくりを推進する。

(2) 利用者サービスの推進

①開館時間の延長

平成29年度の中央及び日進の両図書館における業務の一部委託化により、カウンター業務とバックヤード業務の区別化も可能になり、開館時間延長が実現した。平成30年度も前年度の実績を踏まえつつ、サービスの充実に努める。

②時間外返却ブックポストの設置

平成29年度に、図書館の開館時間外に図書の返却ができる返却ポストを中央及び日進の両図書館に新設した。定期的な延滞者への督促通知等の成果もあり、平成29年10月現在の資料の延滞冊数は886冊で、その前年の同時期の約1,400冊と比べると、延滞資料をかなり減らすことができた。平成30年度は、延滞者への督促業務とともに、同時間外返却ポストの利用について、より周知に努め、貸出し資料のより一層の回収率アップを目指す。

③レファレンス・サービスの拡充

業務の一部委託化によって、平成29年度からはカウンター業務の委託化が進んだ。上半期のレファレンス・サービスは1,806件であったが、上半期だけで平成28年度の173件/年を大きく上回ったばかりでなく、5~7学部規模の私立大学平均1,294件/年(平成28年度学術情報基盤実態調査より)をも超えた結果となった。平成30年度もこの図書館における基本的なサービスの質的向上に向け、職員のスキルアップを図り、利用者の主体的な学習のために、より信頼され気軽に相談できるレファレンス業務の充実を図る。

(3) 書架狭隘化対策の具現化

現在の大学図書館が抱えている最も大きく、また、対応に時間もかかる問題である書架狭隘化対策として、平成29年度は、大型本書架の改修と増設、新書本用ラウンドケースの追加設置を行ったが、現状として抜本的な狭隘化対策にはなっていない。平成30年度は、学内規程の整備とともに、それに基づく複本の間引きと長期間にわたり利用されていないAV資料の配置換え、地下1階の保管庫や倉庫の書架スペースの確保、ラーニングcommons内の書架の見直し等、対策内容の具現化を目指す。

(4) 学生ライブラリー・サポーター制度の推進

学生参加型の図書館利用促進事業であるライブラリー・サポーター制度については、これまで同じ大学図書館のサポーターでありながら制度的な交流もなく、それぞれ個別に活動していた。平成29年度は中央・日進両館のサポーター活動を統合して実践するよう進めたが、個別活動に慣れている継続サポーターに対する統合化への意識浸透は不十分だった。平成30年度は、その反省も踏まえ、更にライブラリー・サポーターの活動を推進し、外部書店で学生が蔵書を選ぶ「選書ツアー」、大学祭での「古本販売」、館内の「企画展示」、「フリーペーパー作

成)に「ビブリオバトル」を加え、「学習支援」についても検討を開始し、ライブラリー・サポーターの成長につながるよう、その活動のより一層の充実と活性化を図る。

(5) 学術機関リポジトリの推進

平成29年度に、従来のリポジトリシステムから国立情報学研究所(NII)のJAIRO Cloudへの乗り換えが完了した。学術論文、紀要論文、学位論文、各種報告書、教育資料、学協会誌をコンテンツとし、公開件数も1年間で約150件増え、総数1,078件となっている(平成29年10月現在)。平成30年度も引き続きコンテンツを増やし情報公開に努めるとともに、アクセスやダウンロード統計を集約し、定期的に教授会等に提示することで関心を高めていく。

(6) 地域社会との連携を推進

①一般女性及び女子高校生等への図書館開放

一般女性への図書館開放について、平成29年10月末現在の有効期限内登録者数は55名で、同年4月以降の新規登録件数は23名であった。また、延べ利用者数は平成29年10月末現在で延べ201名、貸出冊数は合計458冊となっている。平成30年度に向けては広報活動を更に充実させ、特に近隣在住の一般女性や夏休み及び春休み期間を中心として、女子高校生等の利用者増に努める。

②名古屋市図書館及び日進市図書館との連携

図書館間の地域連携については、名古屋市図書館及び日進市立図書館との連携協定に基づく相互利用を行っている。平成29年度の本学図書館ホームページの利用方法等の記載内容の見直しや、名古屋市図書館から専門図書館や大学図書館の所蔵資料も検索できる「まるはち横断検索」への参加など意識的な広報活動により、平成28年度の相互利用件数は13件/年だったが、平成29年度は上半期だけで16件となっている。平成30年度に向けては、これまで以上に広報的な強化を図る。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報教育を推進する。

- (1) 情報リテラシーの共通化については、情報リテラシー1科目を平成21年度から必修化し、全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS(ティーチングスタッフ)の配置を強化している。平成23年度はチューター(本学学部学生による支援)が全学に配置され、情報SA(情報Student Assistant)と定め、その要項も整備された。平成30年度は、引き続きSAの拡大展開と教育内容の見直しを行う。
- (2) 自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自主学習環境の整備について、平成20年度の試行的配備に始まり、平成22年度には全学的に拡充し、ITパスポート試験の自主学習ソフトを導入するなど、学生の更なるスキルアップ向上を図ってきた。また、全学部に導入しているMOS試験のスペシャリスト(一般)を一部教室についてエキスパート(上級)にバージョンアップし、上位資格を目指す学生にも対応できるようにした。平成30年度は、自主学習環境の利用促進を図るとともに、支援体制をより一層強化する。
- (3) 情報系資格取得のための試験対策講座については、平成16年度から実施している旧試験(初級システムアドミニストレータ試験)対策講座の名称を変更して、平成21年度からITパスポート試験対策講座として継続実施している。平成24年度からは、試験対策用の自主学習ソフトを導入し、資格取得へのサポート体制を強化している。平成26年度からはITパスポート試験の上位試験である基本情報技術者試験に対する対策講座を行い、ITパスポート試験からのステップアップを図っている。平成28年度は新設された情報セキュリティマネジメント試験に対する対策講座を試行的に行った。平成29年度は、社会連携センターと連携し、受講者の維持・拡大を図ったが、情報セキュリティマネジメント試験対策講座の受講希望人数が最小催行人数に満たなかったため、開講を中止した。平成30年度は、引き続き社会連携センターと連携し、受講生の拡大とともに各種資格試験の合格率向上を目指し、対策講座の充実を図る。

VII. 社会貢献・連携事業

1. 社会連携センター

本学では、以前から社会連携に関する活動を実施してきたが、活動は主に学内の各部署や教員等が個別に行うケースが多く、より組織的な取組へと深化することが求められていた。そこで、平成28年4月にこれまでの「エクステンションセンター」を「社会連携センター」に改組し、社会連携に関する活動を組織的に支援する体制を整えた。

社会連携センターでは、主に次の業務を行う。

- (1) 行政機関、産業界、NPO法人等（以下、「地域・社会」という。）との連携に係る総合窓口に関すること。
- (2) 地域・社会の諸活動に対する専門的な支援に関する企画、調整、実施及び検証に関すること。
- (3) 地域・社会の諸機関との共同研究及び受託研究の受入れ、調整に関すること。
- (4) 生涯学習事業に係る企画、広報及び実施に関すること。
- (5) 地域・社会との連携に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (6) その他地域・社会連携に関すること。

平成29年度は、各部署や教員等が個別に行う連携活動を尊重しつつ、社会連携センターが各活動に対する調整や協力等を行った。また、本学の「大学改革アクションプラン2017」で課題とした、社会連携センターの行動目標・行動計画を策定し、センターのホームページ等を通じて学内外に公表した。

平成30年度は、策定した行動目標・行動計画に基づき、地域、社会の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）とのマッチングを図り、本学の社会連携に関する活動をより深化させていく。また、教員の社会連携に関する活動の情報収集を行い、適宜、学内外に発信する。

2. 地域連携

本学は、平成24年度に締結した日進市との包括連携協定により、「まちづくり、教育、文化振興など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与するため」に幅広い分野で日進市との連携事業を展開している。また、平成25年度には人間関係学部にて「地域連携ユニット」、平成26年度には生活科学部に独立行政法人都市再生機構との包括協定に基づく「持続可能なUR団地構築ユニット」を設置、平成27年度には「東山総合公園との連携と協力に関する協定」、平成29年度には「農林水産省東海農政局と椋山女学園大学との連携に関する覚書」を締結するなど、大学と地域との連携を推進してきた。平成30年度も前述の協定等に基づき、連携活動を継続して実施する。

人間関係学部では、日進市との包括連携協定に基づき様々な分野で協力しており、日進市市民に対する人間関係学部教員による連携講座を始めとして、平成25年6月に学部独自で「地域連携ユニット」を立ち上げ、全市的に実施される行事についても、地域との協働関係構築に努めている。また、日進市が行う「にっしん市民まつり」、「にっしんわいわいフェスティバル」などにおいては、授業の一環として出展協力を行っている。平成30年度もこれらの活動を継続していく。その他、近接する中日青葉学園とは日進グラウンドの使用について、大学の施設開放の一環として無償貸与契約を交わしており、平成30年度においても契約を延長予定である。この学園は、児童養護施設として中日新聞社会福祉事業団が設置しており、教育職員免許や社会福祉資格受験資格に関して本学学生の実習受入れの他、臨床心理相談等を請け負っており、今後も協力関係を維持する予定である。

3. 生涯学習（公開講座・連携講座の実施等）

椋山オープンカレッジでは、本学の教育・研究活動を地域社会に還元すべく、生涯学習プログラムの「カレッジ独自講座」と資格検定対策を主とした各種支援プログラムの「キャリアアップ講座」を設けている。

平成29年度に引き続き、平成30年度も「カレッジ独自講座」及び「キャリアアップ講座」を設け、教養の涵養やキャリアアップを目的とした生涯学習の場を提供する。本学教員の持つ研究や専門性を活かした講座内容を検討し、地域の方々と大学とが共に考えていける場となるよう、講座を見直していく。

また、資格取得支援のため、秘書検定やTOEIC、マナー・プロトコール等の試験については、例年どおり学内を試験会場として申請し、団体受験を実施する他、要望が多い資格対策講座を引き続き提供していく。

平成29年度は、学内外の施設を利用して名古屋市、千種生涯学習センター、日進市、SMBCなどの機関と連携講座等を実施し、延べ36件の講座を実施した。平成30年度も社会貢献、連携事業の充実を図る。

4. 高大接続

平成26年度から、協定校を毎年増やしてきたが、平成29年度においては、愛知県立愛知総合工科高等学校と協定を締結した。例年大学見学や、入試説明会を実施している協定校においては、引き続き実施し、高校側が知りたい情報や、実施したい事業等の要望を聞きながら、新たな事業について検討していく。また、まだ具体的な事業の実施まで至っていない協定校においては、高校訪問等においてコミュニケーションを図り、今後、どんな事業が可能かを探りながら、本学の情報を提供していく。

併設校との間では、定期的な高大連絡協議会の開催とともに、より一層のコミュニケーションを図るために、入学センターと高校側とが直接話し合う場を設けて、今後の方針、動向、変更等、お互いの情報を密に交換する。受験生のミスマッチを防ぐためにも、常に的確な情報提供を充実させる。

5. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数は、平成27年度から年間3,000件を超えており、平成29年(集計は1月～12月末)は延べ3,033件となった。

学部の所在地である日進市との連携事業は、①日進市内の小中学校への臨床心理学・精神医学を専門とする教員による臨床心理学的観点からの巡回指導、②市内の小中学校に勤務する教員を対象とした担当する児童・生徒に関する教育指導面接及び市内の小中学校に在籍する保護者・児童の相談料2回分を無料(日進市が負担する)とする事業、③市内の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象とする「発達障害に関する保護者相談会」の開催である。この3つの事業は、平成30年度も継続予定である。

もう一つの連携先である中日新聞社会事業団・中日青葉学園とも引き続き、学園の入所児で心理的な治療が必要な児童に対する遊戯治療を臨床心理相談室にて行ったり、学園の行事のために本学のグラウンドを貸し出したり、職員とのコンサルテーション等を行っている。この事業も平成30年度も継続予定である。

学内外の機関とのコンサルテーション業務については、日進市内の小中学校や中日青葉学園以外の機関(例えば、名古屋市立小中学校と児童相談センター、療育センター等と連携したケース支援や幼稚園や保育園を訪問しての助言や支援)や相談室の成人のクライアントに対して就労支援のために学内外の機関利用を勧め、それにカウンセラーが付き添うなどの相談室内での相談活動だけではなく支援内容がアウトリーチ的な支援に広がってきている。臨床心理相談室は、こうした地域社会のニーズの広がりにも、可能な限り対応していく。

また、愛知県臨床心理士会の事業である「東日本大震災に係る被災者への心理相談への対応」として当相談室も無料相談の窓口として引き続き登録を行っている。この事業も要請があれば平成30年度も継続する。

臨床心理相談室主催の教員や心理関係者・一般向けの講演会として、平成29年度は平成30年3月に長野大学の高木潤夜先生をお招きして、「場面緘黙へのアセスメントと支援」というテーマで講演を依頼しており、開催の準備中である。相談室主催の講演会については平成30年度も同様に開催予定である。

VIII. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

平成29年度から、広報課と連動して入試課オリジナルダイレクトメールとしてマナビジョンエクスプレスを高校3年生対象に送付しており、平成30年度も新規受験者開拓及び受験者層のランクアップを目的として、送付する。

オープンキャンパスについては、年に4回実施しており、平成29年度は、8月が祝日と土曜日の2日間に開催したこともあって、9,887名という過去最高の来場者数となった。7月開催分は、金城学院大学との同日開催も定着してきているので、平成30年度も継続して実施する。オープンキャンパスは、出願を決定するに当たり、大きなきっか

けとなりえるため、保護者を含めて、本学を理解してもらえよう、大学をあげて、良い印象をもってもらおうとともに、確実な情報を提供していき、今後の出願に繋がるような企画、運営を行っていく。

大学展、出張講義、高校訪問等、従来の広報業務も、それぞれ重要な業務のため、継続していく他、直接、個人や高校からの大学見学の申込みについても、積極的に受け入れていく。高大連携による協定校も増え、各協定校において、入試説明会や大学見学会等を実施しているが、高校側ではどのような連携事業を求めているか等を確認しながら、新たな情報提供の場や連携事業を構築していく。定員管理が厳しくなる中においても、学生募集は怠ることのできない大切な業務である。本学の所在する地域の女子は、地元志向と言われているが、長野、静岡から石川、富山を含めて、情報の発信が滞ることのないように、高校訪問や大学展へ参加していく。

2. 入試改革

大学入試センター試験が大きく変わり、平成33年度入試から大学入学共通テストが開始されることに伴い、平成29年度は、本学においても平成33年度入試から一般入試のプラスセンター型を廃止し、一般入試Aの方法を変更することを決定したが、それ以外に、どのような入試を実施するか、全学的な検討に入っている。入学基本事項検討委員会の下、ワーキンググループが結成され、入学基本事項検討委員会、各学部教授会の意見を聞きながら検討を行い、平成30年度初頭の公開を予定している。

また、平成29年7月に文部科学省から出された「平成33年度大学入学選抜実施要項の見直しに係る予告」の中にある入試区分毎の改善事項、見直し事項に基づいて、新たな入試の方法についても検討をしている。平成30年度は、これらを具体的に実施する基盤を作成する。

平成30年度には、このような改革の方針が固まり、平成32年度に行う平成33年度入試の実施に向けて、様々な準備を開始する。

平成31年度から、人間関係学部心理学科において、公認心理師の資格取得を考えて、2年次編入が導入される予定であり、平成30年度からはそのための編入学試験が追加される。

IX. 管理運営

1. 管理運営体制

本学では、これまで大学改革、教学マネジメント、社会連携等の大学運営に関する課題を全学的視点で速やかに解決することを目的として、学長の下に「大学運営会議」を設置するとともに、各学部長の下に、学部における学士課程教育の更なる充実を目的として「教育内容検討会議」を設置するなど、教学面におけるマネジメント体制の構築を進めてきた。

大学運営会議では、策定した「相山女学園大学中期計画」及び「改革アクションプラン」に基づき、学長のリーダーシップの下、教養教育の共通化・実質化、シラバスの充実、入学前教育（スクーリング）の実施、併設校以外の高校も含む連携、キャリア育成センターの充実等、様々な大学改革に取り組んでいる。また、各学部の教育内容検討会議では、シラバスの第三者チェック、カリキュラム改正、3つのポリシーの見直し、学部将来構想の検討等、教育内容の改善、充実に努めている。

更に、平成29年度からは「相山女学園大学中期計画第1期（平成26年～平成28年）」の検証に基づき「相山女学園大学中期計画第2期（平成29年～平成31年）」を策定し、実行に移したところであり、引き続き「相山女学園大学憲章」、「相山女学園大学中期計画第2期」及び「改革アクションプラン」を軸として、PDCAサイクルに基づく大学改革を更に加速させていく。

なお、大学改革を着実に実行していくためには、学長のリーダーシップが不可欠であり、平成30年4月からは、現学長の任期満了に伴い学長が交代することから、新学長がリーダーシップを発揮できるよう、更にサポート体制を強化する。

2. 自己点検・評価

本学では、自己点検・評価活動として毎年『大学年報』を刊行し、大学設置基準で規定されている7年に1回の第三者評価に備えてきた。平成25年度には、2回目となる大学基準協会の認証評価を受け、長所として特記すべき事項としてキャリア教育及び学生支援の組織的な取組について取り上げられた一方、4つの努力課題、1つの改善勧告の指摘があり、平成26年度中にこれらの指摘を検証し、その後指摘の解消に向けて対策を講じてきた。平成29年度は指摘事項の改善状況を記載する改善報告書を大学基準協会に提出した。

平成30年度は、同年度から始まる第三サイクルの認証評価における新たな大学評価システム及び点検・評価基準に対応する本学の自己点検・評価体制を構築したうえで、検証に基づく積極的な改善・改革を行い、大学の内部質保証システムを充実させ、より良い大学を作っていく。

4 椋山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 平成30年度の基本方針

保育園・幼稚園から大学・大学院を有する女子総合学園の中学校・高等学校としての位置付けを明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学する生徒・保護者の期待に応えるための教育を推進する。

- (1) 学力向上を目指し、授業内容を工夫・充実させ、教育効果を検証する。
- (2) カリキュラムに対応する選択科目の整備、及びそれに伴う学習評価基準の見直し・整備を図る。
- (3) 生徒が主体的に参加できる行事の企画・運営を行う。
- (4) 生徒が健全な学校生活を送るため、基本的な生活規律の確立を目指し日常的な指導を徹底する。
- (5) 生徒の自主性の育成を図るため、生徒会活動の指導を充実させる。
- (6) 学年に応じた生徒の進路意識を啓発し、生徒の要望に応じた進路指導を行う。
- (7) 中・高生の心身の発達に留意し、椋山女学園食育推進センターと連携して食育教育を実践する。
- (8) 椋山女学園エコ対策推進委員会と連携し、中学校・高等学校で実施可能なエコ対策教育を実践する。
- (9) 椋山女学園大学国際交流センターと連携し、中学校・高等学校の豊かな国際交流プログラムを企画し実施する。
- (10) 年々増加しつつある心の悩みを抱える生徒の実態把握と指導を充実する。
- (11) 中学校・高等学校別の「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催し、対応を協議する。
- (12) 部活動を活性化する。
- (13) 図書館を利用した椋山独自の多角的な学習活動を充実する。
- (14) 総合学園としての展望を持った生徒募集政策を策定する。
- (15) 学校の危機管理、防災計画を確立し、生徒・教職員への徹底を図る。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 生徒が主体となる「調べ、まとめて、発表する」授業形態を工夫する。
- (2) 小テスト、補習等をこまめに実施し、家庭学習につながる課題を工夫する。
- (3) 学力実態分析を基に、遅進者に対する指導を継続し、指導方法を充実させる。また、学習意欲を喚起する指導を推進する。
- (4) 望ましい学習態度、学習習慣を育成し、定着させる。

2. 学習環境の充実とシラバスの作成

- (1) 中学校の道徳、総合学習の在り方を検討するとともに、各科目の更なる充実を図る。
- (2) 平成29年度の各教科指導の反省に基づき、より効果的なシラバスを作成する。
- (3) 平成30年度の中学校・高等学校におけるカリキュラム改訂を有効なものとするべく、シラバス内容の効果的な実践に努める。

3. 教員の指導力の向上

- (1) 教科会での研修報告や公開授業、職員研修会等を通して、教師としての指導力を向上させる。

4. 「人間になろう」の教育理念の下に行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、調べ学習、実体験、まとめの発表等の学習を通して、「人間になろう」を追究する。
- (2) 修学旅行・校外学習等の行事に際しては、事前研究を行い、現地での講話・体験等を重視する。また、事後報告、

レポート作成等本校独自の学習活動として位置付ける。

- (3) 実施時期、実施内容を見直しながら芸術鑑賞の機会を設け、情操を育成する。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として、オーストラリアの姉妹校ルルド・ヒル・カレッジとの連携を継続する。また、安全を十分考慮した上での他地域への語学研修についても、その実施に向けて検討を重ね、実施を目指す。平成28年度で中止となった台湾の私立文徳女子高級中学との交流に代わる、新たな交流校を模索する。
- (5) 図書館を利用した探究的な学習や読書活動を推進する。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) 生徒の自主性を高める場として、ホームルーム活動及び部活動を位置付ける。
- (2) 生徒会活動を充実、発展させる。
- (3) 部活動の充実・活性化を推進する。

2. 生活規律の確立

- (1) 身だしなみ・挨拶・マナー・遅刻者指導等により、基本的な生活規律を確立する。
- (2) 問題行動への対応と防止を図る。
- (3) カウンセラー・家庭・関係機関等と連携して対応する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 生徒進路決定のサポート

- (1) 高校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々の生徒の進路決定に際し、きめ細かい指導（適性検査、校内模試等）を行う。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、1学期に大学・各学部教員による学部説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験することで、より明確な学部選択ができるよう指導する。なお、高校2年次での併設大学との高・大連携行事については、その内容の見直しも含めて高大連絡協議会にてより充実した実施内容を検討する。
- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定に向けて指導する。
- (3) 同一学園内の併設校同士として、進学指導の面で更なる連携の形を模索する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

- (1) 他大学への進学希望者に対しては、他大学へ進学した卒業生との懇談会の設定を始め、外部進路情報の提供を綿密に行い、学力補充のための講座や補習を実施する。

4. 中学校における進路指導

- (1) 併設の高等学校への進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対して、適切な指導を行う。また、併設大学と連携し、生徒の進路意識を醸成するための方策を検討する。

Ⅴ. キャリア教育

1. 進路指導と併せたキャリア意識の涵養

本校ではほとんどの生徒が大学等への進学を希望するため、大学卒業後のキャリア形成を念頭に置いて、進路指導と併せて、早期から職業やキャリアについて考える機会を提供している。平成30年度も中学校、高等学校の学習内容と将来の職業分野との関連を考察させるべく、以下の取組みを実施する。

(1) 職業適性・学問適性診断（R-CAP）の実施

職業調べの取り掛かりとして、高校1年生全員を対象に実施し、将来を見据えた学習意識の向上を目指す。

(2) キャリアセミナーの実施

相山女学園大学のキャリア育成センターとの連携のもと、毎年高校2年生全員を対象に、様々な分野で活躍する卒業生を招いたキャリアセミナーを実施している。平成30年度も引き続き実施する。

(3) ライフプランニング講座の実施

生徒たち自身の人生と社会・家族との関わりを見つめる機会として、高校3年生全員を対象に、ライフプランナーである外部講師による講座を実施する。

(4) 幼稚園体験・看護師体験

外部からの機会提供に即応し、高校全学年の希望者を対象に実施している。例年多数の参加希望者がいるため、平成30年度も積極的に対応する。

(5) インターンシップ

平成29年度から委託業者のコーディネートのもと、高校1年生を対象にインターンシップを実施した。初回の反省をもとに、平成30年度も実施予定である。

(6) 覚王山フィールドワーク

毎年中学1年生全員を対象に、本校が所在する覚王山地域のフィールドワークを実施している。身近な地域の大学や商店、歴史的な箇所を訪ねることで地域社会と自分自身のつながりを意識する取組として、平成30年度も実施する。さらに、中学生向けのキャリア教育のあり方を検討していく。

VI. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。
- (3) インターネット犯罪に巻き込まれないようその危険性を周知徹底し、適切に指導する。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 避難訓練を実施し、災害発生時の緊急対応体制を確認し、生徒・教職員への周知を徹底する。
- (2) 保護者と連携し、災害発生時の帰宅方法や連絡方法等の周知を図る。

VII. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 定期健康診断を実施する。
- (2) 環境測定（温度・相対湿度・気流・二酸化炭素・一酸化炭素・浮遊粉塵量・騒音・照度等の測定）を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態を把握し、関連部署で協議をしながら指導に当たる。
- (2) カウンセラーや併設大学院人間関係学研究科の学生との連携を図り、指導をより充実させる。

VIII. 職員研修

1. 教育力向上のための研修実施

- (1) 全教員参加の研修会を時期、回数にとらわれず、実施する。
- (2) 校外の各種研修会への参加を推進する。(全国私学研究集会、中部私学研究集会、私学協会経験者研修会 等)
- (3) 研修補助費等を活用し、教職員の研修を支援する (ICT 機器の活用 等)。
- (4) 新任教職員への研修を実施する。

IX. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会、学級懇談会を実施する。
- (3) PTA研修会、学年企画等を実施する。
- (4) メール配信システムを利用し保護者との連絡を密にする。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路や地下鉄のホーム等でのマナー指導を徹底する。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。
- (4) 全校生徒による地域清掃活動を実施する。

X. 施設・設備

1. 特別教室等の有効活用

- (1) 生徒の自主学習のため、コンピュータ室を定期的に開放する。
- (2) 講義室や空き教室等を有効活用する。

2. 各種施設・設備の有効活用

- (1) 普通教室の新しくなったプロジェクターを有効活用する。
- (2) ICT 機器を含む視聴覚機器の効果的な活用方法を検討する。
- (3) 図書館・グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動や部活動の活性化に役立てる。

3. 各種処理ソフトウェアの充実

- (1) 成績処理システムの有効活用、バージョンアップ等の環境整備を行い、より安定した成績処理、学籍管理システムを模索する。

XI. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動の支援

- (1) 新入生を対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 調べ学習の授業や総合学習「人間になろう」における図書館の利用を促進する。
- (3) 身近な図書館としてレファレンス・サービス等の図書館利用を促進する。

2. 読書センターとしての読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 生徒も主体的に関わる魅力的な選書活動と配架の充実により、生徒の読書活動を推進する。また、図書の更新の方針を立てて適宜実施する。
- (3) ホームルーム読書会に向けて集団読書テキストを選定する。
- (4) 「梶中・梶高100冊の本」により読書活動を推進する。

3. ホームページによる蔵書検索の充実

- (1) 生徒とその保護者、卒業生等が利用できる蔵書検索ページを利用して、貸出を促進する。

XII. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携し、学校案内パンフレットやホームページ等を充実させ、より効果的な広報活動を行う。

2. 総合学園としての展望を持った生徒募集政策の策定

- (1) 学園を取り巻く情勢を様々な機会を利用して情報入手・分析し、入試政策に活かす。入試の実施形態については常に時代に即したあり方を模索していく。また、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集計画を立てる。

3. 各種企画の充実

- (1) オープンスクール・学校説明会・入試体験（中学校）・入試説明会（高等学校）の充実を図る。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 平成30年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と未来志向の視点のもとに以下のような学校改革及び改善を図る。

- (1) 次のような児童を育成するための教育課程、学習方法の開発
 - ・より良い社会を形成することを目指し、リーダー性を持って協働的に行動する児童
 - ・情報を主体的に取捨選択し、論理的に考え、判断し、行動する児童
- (2) 児童とのふれあいを大切にされた学校運営体制の充実
- (3) 教育課程の充実・改善を図るための学校評価活動の充実

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」のもとに、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を行うことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) 「人間になろう」の観点から小学校校訓「強く、明るく、美しく」を具体化し、一人一人の個性を尊重し、知・徳・体の調和のとれた心身を育む。
 - ① 「強く」
自らの心や身体を鍛え、命と自然を尊び、他者と協働しながらたくましく生き抜く力を培う。
 - ② 「明るく」
深く考え、自ら学ぶ態度と基礎・基本の学力を養い、明るく知性に満ちた個性の伸張を図る。
 - ③ 「美しく」
礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (3) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切にし、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (4) 「毎日英語」(英語を少人数で毎日実施する)と、宿泊研修に英語を使う活動を取り入れることにより、世界共通言語としての英語によるコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性豊かな資質と態度の形成を図る。
- (5) 女子のみでの教育活動の利点を活かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。
- (6) 一部専科制を取り入れ、専門性を活かした指導の充実と中学校・高等学校や大学との連携を図る。
- (7) 新しい時代に向けて社会の要請する取組として設置した梶山女学園アフタースクールでは、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所としての学童クラブ、新たな拡張的な学びを展開するクリプトメリアンセミナーを実施する。

3. 教育活動

- (1) 学習指導要領に依拠しつつ、本校教育の内容を質的にも向上させ、「生きる力」の深化と定着に努める。
- (2) 全教科等において指導法の改善を図り、学力の向上とともに、児童が自ら学ぶ意欲を高める。
- (3) 専任講師による英語学習を1年生から毎日、少人数編成で実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、

国際理解や国際交流の深化を目指す。

- (4) 学年ごとにねらいを明確にし、教材等の学習と関連付けた校外学習を実施する。(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 イングリッシュキャンプ、6年生 大泉高原の生活・修学旅行等)
- (5) 書初コンクール、図工作品の展示、縄跳び大会、生活科への日本舞踊の導入、プログラミング教育の実施等、様々な活躍の場や学びの場を設け、児童の個性の伸張を図る。更に学校全体で日本文化への関心を高め、国際的な交流の場における日本や本校のアピールとしても役立てる。
- (6) 同学年のみならず、異学年間の学びの場を多く設定し、協働的に学ぶ力やリーダー性の育成を図る。
- (7) グローバルなコミュニケーション能力を高めるため、5・6年生希望者対象の語学研修を実施する。研修先において、現地での国際交流活動を実施する。「毎日英語」での学習を活かし、英語を使う活動や場を設けるなど、学年を超えた子どもたちの学習の充実を図る。
- (8) 情報を活用し、発信する能力、論理的に考える力を養うため、「総合的な学習の時間」と各教科等の時間を関連させ、ICT教育、プログラミング教育を行う。3～6年生は1人1台のiPad(タブレット型端末)を使用し、より主体的、実践的に活動が図られるようにする。
- (9) 大学と連携したピオトープの再整備、地域のフィールドワークによるプロジェクト等と関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。また、相山人間学研究センターのプロジェクト活動に主体的に参加し、研究実践の深化を図る。
- (10) 国際理解教育、環境教育、人権教育、食育等を相互に関連させるとともに、今まで支援交流してきたブルキナファソ、タンザニア等大陸を越えた交流活動を実践する。
- (11) 食育を通して、「健康を守り育てる」、「豊かな心を育む」、「環境にやさしい」をキーコンセプトにして、健やかな人間の育成を図る。そして、小学校と相山女学園食育推進センター、PTA、業者が連携して、安全で安心な給食を実施する。
- (12) 「朝読書タイム」を設け、学校司書と連携した読書指導を行い、豊かな人間性を養う。
- (13) 相山女学園アフタースクールの活動内容として、全校児童を対象に次の3つの取組を実施する。
第1の取組は、放課後児童健全育成としての「学童クラブ」である。多様化する家庭の在り方に対応するもので、放課後や長期休業期間に児童を学童クラブで預かり、家庭に代わる安全で安心な居場所を提供する活動である。第2の取組は、「クリプトメリアンセミナー」である。伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによって、相山女学園の教育理念である「人間になろう」の具現を図るものである。第3の取組は、「スペシャルプログラム」である。長期休業期間を中心に、地域、企業、中学校・高等学校、大学等と連携したプログラムを実施する。企業による出張授業、専門講師による講習、中学校・高等学校生徒による部活動体験、大学教員による授業等の体験プログラムを行う。

Ⅲ. 生活指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化するとともに、hyper-QU(学校生活における児童の意欲や満足度等を測定するアンケート)の活用を図り、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーと協働し、教育相談活動を充実させる。また、併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操を育成する。
- (4) 挨拶、言葉遣い、所作等に気をつけ、品位ある生活習慣を身につけさせる。
- (5) 「早寝、早起き、朝ご飯」等児童の基本的な生活習慣の浸透を保護者の理解と協力を得ながら推進する。
- (6) 規則を守ってけじめのある生活をし、誇りを持って行動できる子どもを育成する。
- (7) 基本的な生活態度を全校で指導し定着させる。
- (8) 防災教育、安全教育を警察署や地域の人々の協力も得て実施し、「自らの身を守る」態度形成を図る。
- (9) 情報教育を通し、ネット社会の利便性と危険性を理解させる。

IV. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望が持てるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 児童会を中心とした「相ニコグッズ」の制作、販売を通じたブルキナファソ支援活動等を通して、現代社会を生きるうえで必要な資質・能力となるシティズンシップを育てるキャリア教育を推進する。

V. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」、「災害時の措置」等の規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備・点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、登下校メール配信システム「ミマモルメ」を活用する。通学路の安全を確保し、安全教室等を実施し児童の登下校の防犯意識を高める。校内の安全点検に努める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺の警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を高める研修会を警察署や専門機関と連携を図り、継続的に行う。

VI. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我等に対する適切な対応について教職員に周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように保健室の充実と保健関係の広報活動を行う。

VII. 組織運営

- (1) 機能的で連携の取りやすい運営組織となるよう校務分掌の不断の改善を図る。
- (2) 広報活動を学園と一体になって更に強化していく。ホームページでは「相小ダイアリー」の閲覧が多く、記事と写真の公開を素早く日常的に行う。加えて動画の公開も力を入れ、ホームページの更なる充実を図る。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報の管理について適切に対応する。

VIII. 職員研修

- (1) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって学校づくりに当たる。また、教職員研修を充実し、一人一人の自己開発力を高め教職員の質の更なる向上を図る。
- (2) 私立学校教職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく研究研修活動を行い、本校独自の指導実践を工夫する。
- (3) 教員の人材育成、能力開発の観点から、教員のライフステージに沿った研修目標の設定と研修を実施する。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
- (4) 全校で共通の研究テーマを設け、テーマの探究、研究授業の実施、研究紀要の作成など主体的な研究活動の実施、外部の専門家の招へい、積極的な研修会の参加など研修活動を活性化する。
- (5) 教員の質的向上を図るために、自己開発の視点から校外での研修や研究活動への参加を推奨する。

IX. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、計画－実行－評価の視点を持って、普段から学校運営に全教職員が関わる。
- (2) 第3学期に、全教職員で学校評価を行い、次年度の学校計画づくりに活かす。
- (3) PTA活動等からの要望や保護者の意見等を学校改善に活かす。

X. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 保護者会と個人懇談会を定期的に行い、保護者の学校教育への理解を深めるとともに保護者・教師間の意思の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡を密にとることに留意し、相談事にも親身になって応える。
- (3) PTAを学校づくりの重要なパートナーとして位置付け、共に学校改革を推進する。PTAメンバーの主体的な参加の「相小パパの会」「図書ボランティア」等の活動とも連携を強化していく。
- (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ①地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力し、参加する。
 - ②児童の登下校時や地下鉄・バス利用時の態度・マナーの向上を図る。

XI. 施設・設備

- (1) 校舎や新しい施設・設備を最大限に活かし、教育活動の改革を進める。
- (2) 施設・設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (3) 学校内の展示や整理整頓等を工夫する。
- (4) 全教職員が、校内の整備への意識を高め、児童の学習への仕掛けとなるよう空間構成に工夫を凝らし、豊かな校内環境を創出する。

XII. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実に努める。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアを通じて社会に情報を発信する。
- (3) 幼稚園・保育園等の訪問等を実施し、幼稚園・保育園とのつながりを強化していく。
- (4) 入試時期や入試方法については、検証しながら改善を進める。
- (5) 広報活動を素早く、日常的にホームページ等で行う。また、転勤や海外赴任の多い企業やそれらの日本の窓口となる海外子女教育振興財団の作成する「学校便覧」に情報掲載を継続していく。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 平成30年度の基本方針

平成30年度も、本学園の教育理念である「人間になろう」を根幹とし、75年余りに及ぶ創立以来の伝統を継承しつつ、新たな時代を見据えた幼稚園として、以下に示す教育方針に沿って充実した幼児教育を行っていく。

- ①健康な心と体（心身ともに健康で明るく、元気に満ちた子どもに育てる。）
- ②自己発揮（いろいろなことに興味を持ち、積極的に取り組む子どもに育てる。）
- ③人間関係力（友達を大切に、協力して行動できる子どもに育てる。）
- ④道徳性（約束や決まりを守り、思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

園舎の環境を活かし、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である「遊び」が存分に展開され、豊かで実り多い経験を重ねることのできる幼稚園教育を更に推進していく。また、幼稚園教育要領の改訂を踏まえて、新しい教育要領に示されている「幼稚園教育で育みたい資質、能力」を備えることができる教育を実現していく。更に小学校教育との円滑な接続を図る。

また、学年や学級を超えて交流する機会を提供するとともに、保護者の多様なライフスタイルにも対応すべく、預かり保育を拡充している。平成30年度から、会員制を取り入れることで、更なる内容の充実を目指す。

大学附属保育園とは、互いに連携を取りながら同じ教育目標の下で教育を進めていく。

II. 教育目標・教育課程

1. 学年の目標

- (1) 年少の目標 園生活に慣れ、好きな遊びを通して友達に親しむ。
- (2) 年中の目標 友達とのかかわり合いを喜び、一緒に遊びを楽しむ。
- (3) 年長の目標 友達とのつながりを深め、目的を持って遊びを進める。

2. 分野別の目標

(1) 運動

身体を動かして遊ぶ楽しさや心地良さを知り、進んで体を動かそうとする意欲を持つ。

- ①年少の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知る。
- ②年中の目標 身体を動かすことの楽しさを知り、進んで運動する。
- ③年長の目標 自分なりに目標を持ち、進んで運動することを楽しみ、友達と共通の目的を持って競技や運動遊びに取り組むことで満足感を味わう。

(2) 食育

食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、食べることを楽しみ、健康な体作りとのつながりを知る。収穫の喜びを知り、調理を通して食べ物への興味・関心を持ち、食べ物、食材を大切にしようとする。

- ①年少の目標 食事に必要な習慣や態度を知り、いろいろな種類の食べ物や料理を楽しむとともに、食べ物を残さず食べようとする。また、自分たちで植えた野菜を見たり、成長に気付いたりする。
- ②年中の目標 食事に必要な習慣や態度を身につけ、健康と食べ物との関係について関心を持ち、できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わい、食べ物を残さず食べる。また、自分たちで植えた野菜を栽培する手伝いをし、その成長を喜ぶ。
- ③年長の目標 自分の健康に関心を持ち、様々な食品をバランス良く食べるとともに、食事に必要なマナーを身につける。また、野菜の世話をする楽しさや収穫の喜びを味わうことで、自然の恵みの大切さを知り、生産者への感謝の気持ちを持って食事を味わう。

(3) 人間関係

身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。

- ①年少の目標 身近な人の存在を知り、親しみを持つ。
- ②年中の目標 身近な人に親しみを持ち、かかわりを楽しむ。
- ③年長の目標 身近な人とのかかわりを深め、思いやりを持つ。

(4) 環境

身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 身近な動植物に興味を持ち、触れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ②年中の目標 身近な動植物に親しみを持って大切にしようとするとともに、自然に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ③年長の目標 身近な動植物に触れる中で生命の大切さを知るとともに、生活の中で自然に触れ、その大きさや美しさ、不思議さ等に気付く。また、身近な物や資源を大切に使う。

(5) 言葉

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現するとともに、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や姿勢を持つ。また、絵本や物語に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 日常生活に必要な言葉が分かるようになり、自分の気持ちを言葉で表現しようとする。また、人の話を聞こうとする。友達との会話を楽しむ。
- ②年中の目標 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうとともに、人の話を聞こうとする意欲を持つ。また、文字や数字に興味を持つ。
- ③年長の目標 自分の経験したことや考えたことを話し、相手に伝える喜びを味わうとともに、人の話をよく聞き、先生や友達と心を通わせる。また、言葉、文字、時計、物語に興味や関心を持つ。

(6) 表現活動

教師や友達と一緒に歌やリズム等の表現遊びを楽しむ。

- ①年少の目標 音楽に親しみ、歌ったり、踊ったり、楽器を使ったりすることを楽しむ。ごっこ遊びを楽しむ。
- ②年中の目標 友達と一緒に歌ったり、踊ったり、リズムに合わせて演奏したり、役になりきったりすることを楽しむ。イメージを膨らませて表現することを楽しむ。
- ③年長の目標 自分なりに歌やリズムのイメージを捉えて表現することや、友達とイメージを共有しながら表現遊びをすることを楽しむ。

(7) 制作

生活の中でイメージを豊かにし、様々な素材・用具を使って、描いたり作ったりすることを楽しむ。

- ①年少の目標 自分の好きなものを描いたり作ったりすることを楽しむ。また、はさみやクレヨン等の用具の使い方を知り、決まりを守って使う。
- ②年中の目標 いろいろな素材に親しみ、イメージを形にしたり絵に描いたりすることを楽しむ。また、素材や用具を目的に合わせて使う。
- ③年長の目標 自分なりにイメージを膨らませ、工夫して作ったり描いたりすることや、友達とイメージを共有しながら一緒に作品を作ることを楽しむ。また、用具、素材の特徴を活かして使う。

III. 安全管理・保健管理

- (1) 毎年安全計画・危機管理マニュアルを見直し、改善を図る。
- (2) 年間に地震3回、火災2回、不審者3回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、職員にも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要な都度見直し、いざという時の備えを常にしておく。

- (6) 教職員の安全対応能力の向上のために、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 安全に関する施設・設備を最大限に整えるとともに、教職員がすぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置いて緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月最初の日を安全点検の日とし、点検表に従って全教職員で園内を限なく点検し改善を行う。また、怪我の発生については、掲示中の「ヒヤリ ハット マップ」を活かして発生場所についての共通認識を深めるようにする。他、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については『椛山幼稚園の教育』等で入園当初から対応を伝える他、訓練実施の都度、協力を要請する。また、保護者向けに防災教室を行う。
- (10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室で適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (11) 在園中に担任が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は、医師の診断書に基づき、保護者、園、給食業者の三者で面談の上決定する。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に依頼して実施する。
- (14) 保健だよりを発行し、保護者に子どもの健康管理についてのポイントを知らせる。

IV. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝え合う。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に渡し、年間の流れが分かるようにするとともに、月ごとにも詳しい日程を渡す。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（月1回）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝える。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会等を多く実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 父母のボランティアにより、「えほんのへや（図書室）」での子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。
- (10) ホームページにて日々の保育の様子を、写真を織り交ぜて伝える。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡やアンケート、預かり保育の受け付け、欠席連絡の受け付け等を行う。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域の方々へも参加を呼びかける。
- (3) 地域から本園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 地域に子育て情報を発信する。
- (5) 「えほんのへや」を土曜日、夏季休業中に開放し、貸出しや絵本の読み聞かせを行う。
- (6) 子育て相談について広報し、相談事業を行う。
- (7) 園内見学希望者には随時対応する。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任の他、園長、教頭がいつでも受入れ可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取って対応する。

VII. 組織運営

- (1) 服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の取決めに従い実施する。

VIII. 研修

1. 自己研修・園外研修

- (1) 園外の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。私学協会主催の「教育相談員」の認定を職員全員が取得する。

2. 園内研修

- (1) 毎日学年会議を開き、実践上の問題を報告し合い、次の日の実践に活かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年毎の実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、教員の日々の教育実践記録の実践例を紹介し、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 共通の園内研修課題を決め、それに基づき研究又は研修を行う。その成果について全員参加の協議会で発表・討論を行い、報告書としてまとめる。

IX. 施設・設備

- (1) 保育室や園庭、遊具の点検を毎月全職員で行い、園児が安全に活動できるようにする。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を年間2回実施する。

X. 特別支援・連携

平成30年度も、次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設けたり、また、関係機関との連携を行うことによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受入れ、併設大学教育学部の実習生の受入れ
- (2) 併設中学校の生徒の自作のエプロンシアターを携えての訪問の受入れ
- (3) 近隣中学校の職業体験の受入れ
- (4) 県内高等学校の職業体験の受入れ
- (5) 消防署への訪問
- (6) 警察署員・交通指導員による交通安全教室等の実施
- (7) 名古屋市環境サポーターによる自然教室
- (8) 人形劇観賞、ミニコンサート、サンタクロースの来園等の実施
- (9) 年少児・年中児対象の交流会実施等の併設小学校との連携、学校探検及び年長児と小学校1年生との交流会等の学区内にある名古屋市立田代小学校との連携
- (10) 保育時間中に園児が怪我をした場合に処置をしてもらうなど、近くの医療機関との連携や療育センター等の福祉施設との連携

X I. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、またホームページを充実させ、教育活動を常時発信する。

2. 見学者の受け入れ

- (1) 保護者が見学をすることにより園を選択するため、随時見学者を受け入れ、対応する。

3. 説明会の実施

- (1) 入園希望者向け説明会において、映像を活用して園生活の様子や教育方針等の理解を図る。
- (2) 説明会後に個別相談の時間を設けて、個々の質問に答え、きめ細かい対応をする。